

(可認省信遞日六月五年五十二治明)

REVUE DE LA PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄雜誌

號九拾五第

明治廿六年四月發兌

每月壹圓發行

第十一條 役員ハ總テ名譽職トス
第十二條 總會ハ毎年一回之ヲ開ク
第十三條 維持會員ハ毎月會費金五拾錢ヲ納ムヘシ
第十四條 撰擧ハ總テ維持會員之ヲ行フ

右廣告候事

調査局長 石原重哉(新任)
調査委員 武田英一(重任)
庶務委員 小佐野尚(重任)
庶務補佐員 飯島美三郎(重任)
庶務補佐員 篠田宗平(重任)
速記主任 池田宗平(重任)
出版主任 田宗平(重任)

大日本監獄協會

●偏ク會員ニ謹告ス

本會規則第四條ニ依リ去ル十一月十一日東京市公園内諸
松亭ニ於テ開キタル本會常集會狀況ノ大略ハ載セテ大日
本監獄雜誌第五十五號雜錄欄内ニアリ右ノ如ク常集會開
設ニ就テハ本會會員ニシテ常集會ニ列シ其利益ヲ領タシ
ト欲スルモ所在地遠隔其他ノ事情ニ因リ出席セラレ難キ
諸君ノ爲メニ寄送問題ノ便法ヲ設ケタリ右ノ如キ會員諸
君中同會ノ議ニ付セントスル献議問題疑問等ヲ抱持
セラルハ向キハ明細ナル説明書ヲ副ヘ寄送セラレシ本
會ハ到達ノ順序ヲ逐フテ常集會ノ衆議ニ付シ其議決ハ大
日本監獄雜誌ニ詳細之ヲ掲載スヘシ
但常集會次會ハ來ル二月第二日曜日ヲ以テ福松亭ニ於
テ之ヲ開ク
右廣告候事

大日本監獄協會

(明治廿五年五月六日逓信省認可)

大日本監獄雜誌

料告廣	表價定
十行以下	一册 金七錢
十一行以上	半年分六册 金四十二錢
十二行以上	一年分十二册 金八十四錢
十三行以上	但交換廣告ハ一切謝絶ス
十四行以上	
十五行以上	

宮地良治君譯述倍氏監獄衛生論出版に付き目今豫約者募集中なり然るに小生を以て其出版人と見做し往々照會せらるゝ向あり小生は唯該書を紹介をなしたるに止り毫も其出版に關せず此段廣告致候事 佐野 尚

發行兼編輯者 佐野 尚
印刷者 池田 宗平
印刷所 東京並木活版所

明治廿六年三月三十日發刊

東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地
大日本監獄協會事務所
東京市淺草區黑船町廿八番地
東京並木活版所書店
東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地
臨 池 書 院
其外各書店

大日本監獄雜誌第五十八號目次

- 官報 一
- 四件 一
- 論說
 - 條件附判決(承前)……………法學士長島毅太郎…三
 - 北米合衆國監獄制度の發達に就て(承前)……………法學士石田氏幹…六
- 問答
 - 新法令問答……………八
- 雜錄
 - 監獄協會第二回常集會議事速記○獨逸聯邦監獄經營議談(承前)……………一三
 - 監獄協會特別會員石井邦猷君の卒去を悲む……………一三
- 諷刺
 - 四件……………一三
- 通信
 - 學國感化院の實況○シカゴ世界博覽會より監獄協會への案内狀○伊太利分房獄○愛媛縣監獄署非常警備演習○在維納烟具太郎君の書翰○精勤證書授與○獄務會○看守教習卒業○穿衣實施○米多の英方
- 寄書
 - 監獄官申人物多きを賀し併て諸君に教を請ふ：横須賀木村義利○過失犯罪の爲め假出獄停止に就きて……………在大坂洋々散士…三一
- 統計
 - 明治廿六年一月末各府縣監獄吏員及在監人現在表……………三二
- 小說
 - 觀心鏡……………三三
- 獄事彙報
 - 數十件……………三六
- 廣告

大日本監獄雜誌第五十九號目次

- 官報 一
- 七件 一
- 論說
 - 北米合衆國に於る監獄制度の發達に就て(承前)……………法學士石田氏幹…二
- 諷刺
 - 六件……………三
- 雜錄
 - 監獄協會第三回常集會議事速記○監獄協會第二回常集會議事速記○獨逸聯邦監獄經營議談(承前)
- 通信
 - 看守教習○押丁全廢○支署廢止
- 翻譯
 - 佛人ルカー氏出獄人保護論……………久野生譯…一八
- 寄書
 - 聞室調執行上の疑義に就て井蛙生氏に答ふ○管見生の説を讀んで○田村英吉君に答ふ○監獄官吏は最も清廉潔白ならざる可らず○看守精勤證書に就きて○一疑問
- 小說
 - 獄事改良家ペリテーの傳……………二六
- 獄事彙報
 - 數十件……………二九
- 監獄醫協議會
 - 監獄醫協議會議事速記第一回……………三
- 廣告

大日本監獄雜誌第五十九號

明治廿六年四月

官報

訓令 內務省訓令第四號

府縣 東京府

府縣ノ分合又ハ管轄替ニ依リ巡查看守等甲應ヨリ乙應ニ引繼キ勤務スル者ハ勤績トシ明治十五年一月當省達乙第三號ニ依リ滿年賜金ヲ支給スルノ限リニアラス

●叙任及辭令

叙正五位

從五位觸五等 小野田元照

叙正六位

從六位勳四等 石澤謹吾

叙正八位

宮城縣典獄 山崎德義

宮城集治監會計主務官ヲ命ス

靜岡縣典獄 千頭正澄

重禁錮二月附加罰金十圓池谷清次郎ニ對スル刑期ヲ主任

監獄書記増井鈞次郎ニ於テ誤算シ滿期前ニ之ヲ釋放シタル段職務上不注意ニ付罰俸月額十分ノ二ヲ科ス

●看守教習所卒業 北海道集治監釧路分監ニ於テハ去ル三月一日看守教習所第五期受業生ノ卒業試験ヲ執行シ及

第者十二人ニ卒業證書ヲ授與シ實務ニ服センノタリ○神

奈川縣ニ於テハ看守教習所第十二回受業生七人(内優等二人)ニ此程卒業證書ヲ授與セリ○熊本縣ニ於テハ看守教習所第二回教習生卒業試験及第者五人へ去ル三月十七日卒業證書ヲ授與セリ

●看守増員押丁全廢 熊本縣ニ於テハ看守ヲ増員シテ百十五人ト爲シ本月一日ヨリ押丁ヲ全廢セリ

●獄務會 廣嶋縣監獄署ニ於テハ尾道三次兩支署長ヲ召集シ去ル三月二十日ヨリ會議ヲ開キ全二十二日結了セリ

○千葉縣ニ於テハ去ル三月十日ヨリ監獄署ニ福岡水更津兩支署長ヲ召集シ治獄上必要ノ事項ヲ議了シ同十二日閉會セリ

●監獄支署廢止 長崎縣下石田郡武生水監獄支署ハ去ル三月三十一日限廢止スルコト、爲レリ○京都府ニ於テハ去ル三月三十一日限リ園部、福知山ノ兩監獄支署ヲ廢止ス○大分縣ニ於テハ去ル三月三十一日限リ竹田、杵築、豆田、佐伯ノ四監獄支署ヲ廢止セリ

宮城縣看守長兼監獄書記 石井直長君

宮城縣監獄書記 後藤祐吉君

宮城縣監獄書記兼看守長 千葉文五郎君

宮城縣看守長兼監獄書記 吉田保壽君

津川壽治君

宮城縣屬兼監獄書記に任せられ監獄署庶務課長を命せし

非職を命せし

宮城縣屬兼監獄書記に任せられ監獄署庶務課長を命せし

宮城縣屬 伊藤 近 春君
 宮城縣警部兼看守長 早川 文 二君
 宮城縣看守長兼監獄書記に任せられ監獄署警守課長を命ぜらる

宮城集治監書記兼看守長 大木 一 郎君
 宮城縣監獄書記に任せられ監獄署作業課長を命ぜらる
 宮城縣監獄書記兼看守長 今野 謹 吾君
 石卷監獄支署長を命ぜらる

宮城集治監看守長 加來 三 次君
 宮城縣看守長に任せらる
 宮城縣看守 荒 精 一君
 宮城縣看守長に任せらる
 郷 舜 二君
 岐阜縣教誨師を命ぜられ月手當五圓給與せらる

論 說

○北米合衆國に於る監獄制度の發達に就て(完結)

法學士 石田氏 幹
 終に臨みて尙は一の開陳すべき点あり其は一千八百七十年創設せられたるシンシナチー監獄協會の働きに就て

を五ヶ年又は六ヶ年毎に絶へず開會すべきことを議決せり
 該万国監獄會組織たるや各邦に於る監獄制度の改良を促かせしのみならず各邦の人心を温めけ社會の改良を導きしなり亦以てシンシナチー監獄協會の奏効空しくさるゝをを見るに足るへし今夫れ各邦の人心を和らけ社會の改良を導きし一二の例を擧ぐれば犯罪人に關する慈善的の協會未だ年者犯罪人の感化に關する協會の勃興是れなり特に風癩白痴者に關する保護的協會の如き最も隆盛を極むるに至れり

回顧すれば今より凡そ二十年前即ち一千八百七十年十月十二日朝シンシナチーに會したる人は互に相知の人たりしなり又實地家にあらずして學者たりしなり然れども一旦シンシナチー監獄協會の組織成るや繼て北米合衆國監獄會の組織成り(其他合衆國諸州に於て監獄制度に關する諸協會勃興したる点とは前既に開陳せし如くにして其數の如き又其名の如き既に記載し置きたれば茲に之を贅せそ)又繼て万国監獄會の組織成るに及んで合衆國監獄家は無論歐洲諸邦の監獄家も亦互に相識の人となり從前の如く學者たらずして實地家となり直接に又間接に監獄の改良を促かし併せて社會の改良を導くに至りたるは北米合衆國に於る監獄制度の發達も亦偉觀ならずや今此稿を終了するに臨み紀念の爲に北米合衆國に於る監獄制度の發達を促かしたる偉人の首なる者を擧ぐれ

なり實に該協會の目的は單に監獄の改良に止らずして社會の改良を期し其奏効はシンシナチー州に限らずして近きは北米合衆國遠きは世界一般に及ぼすべき点ありを期したりしかば其蹟積空しからずして日ならず合衆國監獄會の組織ありてドクトルウァインズ氏は其役員に選ばれ繼て氏は當時の大統領グラント氏の命に依り使節として歐羅巴の諸邦に到り萬國監獄協會創立の必要を説き遂に一千八百七十二年七月三日英京龍動府に於て該會の開設を見るに至れり

一千八百七十二年七月三日英京龍動府に於て開かれたる該萬國監獄會は實に古今未曾有の偉業にして其濫觴は實に北米合衆國のシンシナチー監獄協會の企望にありと云ふを得べし而してドクトルウァインズ氏は曩にはシンシナチー監獄會の役員となり今は又万国監獄會の役員に選ばれ後年開かるべき會の事務準備をなすことを特任せられたり

次會は一千八百七十八年ストックホルムに於て開かれ該會を益々擴張すべき点とを議決し瑞典國王は此方針に依り該會の監督を爲し使節を文明諸國に遣はし其方策を謀りければ諸國の之に同意し直接又は間接に其方策の實施に着手するに至れり

次會即ち第三万国監獄會は一千八百八十五年羅馬に開かれ第四万国監獄會は一千八百九十年セントペトルスブルグに開かれ監獄制度に關する種々の提出案を議了し該會

ば實に左の諸氏とす

- Dr. Wines. (ドクトル、ウァインズ)
 - Amos Plisbury. (アモス、ピルスベリー)
 - Governor Baker (ガヴァノア、ベーカー)
 - X Governor, Hains of New Gensay. (エキス、ガヴァノア、ヘインズ)
 - Dr K. Pierce (ドクトル、ケー、ピアルス)
 - Pr. z. H. Nevil (エム、エチ、ネビン)
 - Pw. Henry Corger (ペンリー、コルデア)
 - Dr. Snow. (ドクトル、スノウ)
 - Samuel Allinson (サミュエル、アリムソン)
 - Dr. Halc. (ドクトル、ハッチ)
 - Joseph Perkins (ジョセフ、パーキンス)
 - Miss Lydia Sexton (ライディア、セキストン夫人)
- (以上十二名) (完)

諷 議

◎骨休みの晝寝 とは何ぞや。此は一種の恩典にして當病者中の或る者、問々此の特恵に浴するを得ると云ふ。

◎刑事被告人の下使 とは何ぞや。或る拘留監の○○此の名を得たるより人之之れを傳稱すと云ふ。

●兇頑囚の變化劑

とは何をや。昔は、所ど時ど場合とに
より賞表を此劑に流用せしかば、今に
賞表の別名として此名残れりとなん。

●囚人への能き遺物 とは何をや。妻妾よりの密信書か。

否々是等の遺物は餘り曲なし上等なら
ず、然らば抑も何なりや。曰く鐸を最
上と爲す尤も薄き丸刃金製を可とすへ
し。既に一二のどころにて實驗せられ、
評いとよろし。

●坑内典獄 とは何をや。曰く或る囚人の別名なり。
鑛業盛んなるとよろ此の稱生し易し、
現に其名なしとするも其實必ずなしと
すへからず、夢油斷は御無用。

●混名のいはれ 無名氏 授す
彼等語るに隠語を以てし言ふにあだ名を以てす曰く何曰
く何

其、バカイ、へどは何をや 言に窮すれば直ちに馬鹿云へど
云ふ或る休日彼等室内に正座す一人然らざるあり主公之
を毆つ傍々の者曰く奴の正座せざる一教令違犯のみ主公
奴を毆つ是れ却て法の罪人たるなかつんや主公曰く馬鹿
云へど
其、ゲン、ペイ、とは何をや 甲乙二部彼等源平を以て之を目
す源の殿に通し酷を意味し平は萍にして弊に通す
其、スガハラとは何をや 左掌を以て強く劍頭を壓し劍尾

高くわがり身を反らし泰然として行くを云ふスガハラは
管原にして天神を意味す

其、ド、ビ、タ、とは何をや 総菜の肉、買物の類、物に料に
滋味先つ誰をか濡すドビタは薄板、板必ず上へはぬ
其、チン、とは何をや 其服装を見れば則ち嚴格其舉措を見
れば則ち鄙猥、チンは其れ手鼻をかむ音
其、ホタルとは何をや 或種の雇人を周旋す雇人殊寵を得
延て周旋人に及ぶ言用ゐるふれざるなし此因あるか故に此
果ありホタルは螢、其光る所に取る

其、モツとは何をや 人あり其所管の事を問はんとす左右
託言、談江湖に涉る途に人をして其言はんとする所を言
ふぶと能はさかしむモツは百舌鳥、饒舌を意味す

其、テン、ヂ、ク、とは何をや 至甚の國訛り彼等解せず再ひ向
ふに主公怒る其怒て言ふや益々解する能はずテンヂクは
天竺、天竺語として之を泣寐入の部に置く

其、ゴシ、ク、ク、とは何をや 一また二、三またしりより頭
まで五むり御尤ど八九儀の悲しさ唯其睡に觸れんぶと
を恐るゴシククは御執權、

雑 録

○監獄協會第三回常集會

大日本監獄協會三回常集會は去る四月九日午後一時より
例の如く東京市上野公園内韻松亭に於て開會せり時に櫻
花爛漫風一塵颯けす所謂春風駘蕩の好天氣觀櫻の客數を
盡し酔步躊躇花と人と相笑ふ其間に屹立して四時色を變
せざる老杉古松あり恰も常集會員か韻松の一亭に團坐し
て熱心職事を談するの狀に似たりき當日來會の諸君は

(姓名イロハ順)

畑 一嶽君 (空知分) 仁禮 俊彦君 (警視廳監)

堀 順信君 (市谷監獄支) 東郷助五郎君 (警署看守)

小原 重哉君 (貴族院議員) 大井上輝前君 (北海道上)

小河滋次郎君 (内務省監) 岡部伊三郎君 (埼玉監獄看守長)

甲斐秀 成君 (栃木縣) 神谷彦太郎君 (内務省監)

神原 精造君 (市谷監獄支) 中村 襄君 (石川島監獄)

野口 吉藏君 (警視廳監) 山室 元吉君 (埼玉監獄)

山上 義雄君 (警署押丁) 篠 轍君 (貴族院)

前田 傳君 (石川島監) 福原 三儀君 (群馬縣)

福澤勇太郎君 (法學院) 越路代次郎君 (栃木縣)

後藤 誠諦君 (卒業生) 蘆立 安之君 (東京集治)

眞木 喬君 (内務省監) 佐野 尙君 (庶務)

木村 良承君 (事務員) 宮地 良治君 (石川島監)

而して石澤庶務局長の差繰り難き用向の爲め欠席せし
れしは遺憾なりし

曩に調査を委託したる三問題の中未だ報告なきもの本日
報告あるべきの處委員諸君出張又は繁務の爲め其連に至

かつ因て佐野尙並に小河委員長より其事情を告げらる載
せて速記録にあり問題は本誌第五十七號に廣告したる神
谷彦太郎君出題外國人監獄參觀の件其第一項は前會に於
て議決したれば等二項を議すへきの處都合に因り後會に
譲れり佐野尙君の出題(次回萬國監獄會議の問題等に就
きて)も前全斷横江勝榮君出題(囚人別異に就きて)は同
君出席なかりしを以て同斷小島吉太郎君出題(懲治の言
渡を受けたる者は上訴するを得るや)嗚呼君は此問題を
遺して逝矣哀哉

當日は先づ神谷彦太郎君出題(支署に看守部長を置くは
必ず一人に限るべきや又は二人迄は差支なきや如何)に
付き議事を開き小原調査局長會長の勞を取らる

監獄協會第三回常集會

議事速記

貴族院速記者 篠 轍 速記

正誤 本誌前號第二回常集會議事速記中第十五頁下
欄末行より右へ六行目の出室、元吉、君及び十八頁上欄
初行より左へ三行目と七行目に山室、元吉、君とあるは
全く人違ひに付き、茲に謹んで取消し具粗忽を謝し申
候就ては御出席各位中どなたの間違ひたるものにてや
速記者に於て似寄の氏名の聽違ひなるへければ山室
君と換り居る御方は憚ながら御報を煩し度又今後と

も斯様なる聴き違ひ書き違ひ得て之れあるべきを以て御出席諸君は何卒御遠慮なく指摘せられ十分に速記上の御監督あらんむとを請ふ 編者 敬白

○佐野尙君 第一回の調査委員の調査報告を今日致すへき筈ておさりますか其後小河君は又候大坂地方に出張致されますし眞木君もツイ此間御歸りになりました又神谷君も特別の御調へかあるやうな譯で調査を仕途げませぬてござりましたから今日は第二回常集會の續きを話し願ひたいと思ひます

○神谷彦太郎君 今日小河君も是非參る筈てありますか郷里から出京致して居る者かあつて夫れて聊か遅刻致します、尙ほ私共か相談致しまして北海道に付ての獄制の取調にも着手致してござりませ併しマダ總体の委員の評議にも懸ませず只私共の取調へた丈けてござります、茲に其の調査致した丈けの結果は持參して參りました此事は小河君より私か諸君に申上げて呉れると云ふことにてござりますか一寸申上げ置きます、尙ほ私か此前出しました外國人監獄參觀に就ての問題は此前て大概議論も盡きて居らうと思ひますからは後會に譲りまして今日は其次きの問題に付て御評議を願ひたいと思ひます

一支署に看守部長を置くは必ず一人に限るや又は二人迄は差支なきや如何 出題者 神谷彦太郎君

○神谷彦太郎君 看守部長を設けられたる訓令には何人

○神谷彦太郎君 看守部長は看守長の事務を補助する、看守長の手傳をするを云ふに止ります、故に其手傳をする者か二人入るか一人入るか云ふの問題である、一人て濟まざうと思へば濟まぬこともありますまいか晝と夜とては戒護の方法も異なれば看守長一人りて事務をし夜は看守部長か宿直すると云ふ様に代り合ひて勤めれば夫れても往かぬと云ふおぼはなかつたかと思ひませ

○東郷助五郎君 尤も是れは監獄にも依ることです、支署に看守長か一人居つて其外に部長か居るおとならば無論二人は置かねはなるまいと思ふ夫れども晝勤夜勤とか云ふ様なことならば或は夫れて宜いかも知れませぬか是れ以て中々補助を一人てやせると云ふおぼは困難たらうと思ひます、何故か云ふと大きくても小さくても事柄に別段變はしないのですか……

○堀順信君 私は看守部長を幾人と限つたのは甚だ狭い考であらうと思ひます、と云ふものは尤も監獄の構造及び其規模にも依りませうかなれども我市谷監獄支署の如き或は石川島支署の如き所の有様に見ましては到底一人や二人の看守部長て指揮監督を充分にして往かうと云ふことは出来ぬ尤も警守係長は一人て大半指揮致しますか其他の看守長は目下看守長事務補助と云ふものを置いて居ります、夫れど云ふものは數人掛つて巡視其他在監人直接の事務を取扱つて居りまして是れで事が足つたと云ふおぼは未だ見ないおぼてあります、依つて是れは

と云ふ其の限りはござりませぬ、けれども或る縣の申出に對して一人りに限る精神であると云ふ通知もあつたこととてござります又昨年典獄諸君の集會せられた當時にさう云ふ精神であると云ふことを示されたことも承りて居ります併し實際大きな支署になりますと晝夜看守長の補助をする爲めには二人り居ないと差支へると云ふ所か二人り置いてある向きもあるやうてござります、そふて今日の實際一人てなければならぬと云ふ程に制限をする必要がなければ二人位迄は置いても差支へはあるまいかと思ひますのであります、併し諸君の御評議が矢張り一人に限ると云ふおぼてありますれば其事に決定しまして嚴に其方針を取るやうにしたいと云ふ考て……ドテラか宜いか私には決し兼ねますから實際二人か宜いか或は一人てやつてやられぬことはないか其所をお極めを願ひたいのであります

○東郷助五郎君 今の問題は部長を置く必要かあるか否やと云ふふとてありますか

○神谷彦太郎君 一人に限るや又は二人置くの必要かあるかと云ふこととてす

○東郷助五郎君 無論二人は置かねはならぬ、晝夜の職務であるか……戒護の事務は最も監獄ては注意しなればならぬ、夫れに一人居つた所か中々萬般の戒護に満遍なく往くと云ふ様なおぼは到底出来ぬから二人は置かねはならぬと考へます

其支署の都合て幾人も置いて充分指揮監督の届くやうにせらるゝ方が得策てあらうと考へる、

○神谷彦太郎君 此事は實際上の便宜のみに拘泥すれば無制限の方が都合が宜いてござりませう併し獄務の責任上から申しますれば看守部長は實に巴むを得ぬ要か少極くの變則を忍びて之を置くものです、と云ふものは今日の處戒護吏に押丁と看守長とかあつて其職權は各々マルて違つたものです夫故に看守部長を何人でも勝手に置くおぼは出来ぬと云ふことになると實際餘程弊が生しやうと思ふ、……即ち看守長は宿直をせぬて看守部長のみを宿直させると云ふ様な……さう云ふおぼは實際ありはしますまいがマアそんなことに流れ易いからさうしても制限することは必要と思ふ

○堀順信君 御尤の御説てありますか各支署に於きまして夫れて事か足りて居ることならば至極宜かうと思ひますけれども中々事が足りるものにはあるまいと思ふ夫れて必ず看守部長の下にも何と名を附けて監督の補助をする者かなければなりませんまいと思ふ、例へば部長か居りまして是れが徹夜をするおぼは云ふことは云ふべくして行はれぬおぼてあらうと思ふ是れに交代をする者、即ち其部長に代る又補助と云ふ者か何にか夫れを補佐する者か居らなければならぬ其補佐を其其時間に當つては矢張り責任を受けなければならぬと思ふさうして見るおぼも無い者が責任を受け又或は其名の無い者が看守押

丁の指揮監督すると云ふ様なことに自然立至らうかと思ふ若しさう云ふ傾きがあるとすると寧ろ要するだけの看守部長を置く方が宜からうやうに考へられます

○中村襄君 段々御議論もありましたか部長と云ふ者は決して澤山置くものではないと考へます成程一人にして總ての指揮監督は出来ないと云ふ御議論もありましたか其指揮監督と云ふものは看守長の上席の者か其方法を授くるに止まつて其一人に報告するに止まるに何ても漢ても指揮監督のおは部長其者かしなければならぬと云ふ趣旨か之を置かれたるのではないと思ふ尙ほ部長の出來ない雑事があるならば外の名義を以て置いて助けさせても宜からうと思ふ部長なる者は一人に限るものと思ふ必ず文字に拘泥する譯ではありませぬか部長なる名稱を附する者は一人にして澤山あるものではないと思ふ、置かれた趣旨から見ても在來の文字から見ても一人より外は置かれぬものと思ひます

○東郷助五郎君 詰り勤務に依るものて我市谷支置の如きは看守長か二人居る、夫れに補助と云ふものか五人か居りますか夫れは皆な看守長の事務を補助して監督して居る、何故さう入るかと云ふに面會に看守長か立合ふと云ふのとある、けれども看守長か不足からしてどうしても看守長の補助にやらせなければならぬ殊に未決杯は面會か七十人もあるやうな譯で中々一人や二人て出来るものてはない之を他の地方の支署に比較すると同一の論

てはないか其支署ても未決者なり四人なり幾人か居るとする一人や二人ては出来まいと思ふ、夫れてあるか二人以上位は置かなければ整理して行くと思ふことは到底六か敷からうと思ふのて又責任上のおどかあるけれども妄に監督をやらせざる譯でなく名義を付するに於ては濫用と云ふおどにはならぬと私は考へます

○中村梅橘君 今日實際やつて居る所は實に已むを得ぬことてあつて夫れと云ふものは勤務の仕方か餘り多いのてあらうと思ふ部長と云ふ責任のある者には最も重い所の或る一人を舉げて其他の者には部長の名義を附さないて差支へないやうに思ひます部長の名義のある者を澤山置かなければならぬと云ふことはない勤務の方法さへ改良すれば其所はどうてもなからうと思ひます

○神谷彦太郎君 尙ほ一言申して置きたいおとは今日の處直接戒護吏の段階か餘程多い、押丁ても廢しました以上は随分看守部長を餘計置いても宜からうと思ふは考へて居るのです、今日は看守長の仕事を看守部長が致し看守の仕事を押丁にさせると思ふ弊が随分あります此の如く直接戒護吏の階級か多過ぎるに部長と云ふ者を餘計置くおとは餘程考へ物ではないかと思ふ、少くとも何人か云ふ其の制限は必要であると思ひます適宜に何人でも置くと思ふことは餘程避けねばならぬ

○甲斐秀成君 私も之に付いて意見を述べたうおさいます、畢竟部長を置く所の御趣意と云ふものはどう云ふか

見込から出たのか其起りは聞きませぬか或は巡査に部長と云ふものを置いたより之れか手本となつて看守にも部長と云ふものを置かれたのではないかと思ふ、巡査部長はどう云ふ所から置かれたかと云ふと或は小さい分署と云ふ様な所では一人の警部であるか外に巡査の頭立つた者がなければ取締りか附かない故に巡査部長を置ひて警部の指揮を待つて警部の職務を行つて總て巡査の監督をさせやうと思ふ御趣意か巡査部長を置かれたおど、思ふ従つて警部の兩人ある所には置くものてない、警部の一人居る所に限つて部長を置くものたと思ふおどを雑誌か何かで見たとかある、夫れから考へて見ると看守の部長と云ふものは支署の看守長の一人居る所に向けて一人の部長を拵へて置けば餘程便益を得てあからうと思ふ所かアノ訓令を設けになつたんしやないかと思ふ所か實際は一人の部長では到底充分の便を得ないことかある私ば柵木に居るもの柵木の監獄の支署には書記か一人て總て典獄の代理を致して居る其の下に前方より部長と云ふものを一人造つて其の部長と云ふものは書記同様に毎日勤めてある所か夜分はどうかと云へば時としては書記も見廻るけれども毎晩見廻るおどは出来ぬのて夜分看守ばかりでは取締りか行届かぬからもう一人部長を増し部長を甲乙に分けて一晝夜とか或は晝勤晩勤と分けてやる様にしたいと思ふ其評議を此頃から致して居りますか先刻神谷君の云はるゝ如く一支署に對して部長を兩人

置く様なことではあるまいと思ひ幸ひ今度の此會で御論かあらうと思ふたか其御論の結極に依り尙ほ監獄課の御意見を伺ふと思ふ今日はお出たのでござります、私の懸杯では無制限にして澤山置くと思ふことは是れは徹頭徹尾いかに、さう上に立つ人を澤山造ると云ふと總ての取締りに對して却つて責任を分つと思ふ様になつて行届かぬ、成るべく丈け監督をする人員は少ないに限る若し無制限にして何人にも置く、様になつたらは或は五人六人と澤山の人か出来て従つて看守長の事務を自然部長に移して仕舞つて又其中で銘々譲り合つて仕舞つて自分の背に負ふ所の責か軽くならうと思ふ、さうなつて來ては頭立つた者を餘計造つて置いて一般の締りの爲には悪くなからうと思ふ故に無制限にするおどはいけぬと思ふ、去りなからう一人では實際上不便にして折角部長を置く所の効力が薄くなるか先つ部長を置けば已むを得ず二人を限度として、……一人置けば澤山と云ふ所には二人置くには及ばぬけれども……二人を制限として夫れより多くは置かない様に方針を定めたい考へます

○神谷彦太郎君 二人まで置くと思ふおどか此會で決しますれば、さう云ふおどにしますことは、さう困難ではあるまいと思はれます

○甲斐秀成君 柵木の支署杯に二人置けば極く便を得るので晝夜代つて勤務するにも部長か兩人居れば取締りか出来て都合かよいのです

○山室元吉君 看守部長のことに付きましては多少意見もござりまして看守長に合ふ限りは部長と云ふ様な者は置かないと云ふのが私の元來の趣意でありましてけれども實際に至りますと頻繁なる看守長の職務に對して一名の看守長を以て悉くやりをはずすと云ふことは誠に困難なこととござります目下我が監獄でやり來つて居る所の方法は支署に書記一名を長としまして之に次席の看守長一名を置き詰り支署長と看守長が輪番交代して夜間の勤務を執ると云ふことになつて居りますから兎に角判任官か一人も支署に居ないと云ふ様なことはござりませぬ此法で昨年から今日まで實行して参りましたか借て追追監獄の事務も頻繁を加へて参りますに由り到底支署長をして夜中までも勤續致させると云ふことは困難なことと、どうしても其組織を變更せねばならぬと云ふ話は始終ござります夫れより考案を下して見まするのに看守部長と云ふ者は實地甚だ好ましからぬこととござりますけれども勢ひ置かなければならぬと云ふ様な必要を感じて参つたのでござります夫れは詰り一名の看守長と一名若くは二名の部長を置きまして輪番交代して夜間の事務を取らせることにしますと大變戒護も届て参りますし萬般監獄内の事が整理するに成りまして至極宜かふうと思ひますのであります兎に角私は支署に置きます部長は二名を限りとして置きたいと云ふ考なんです何故二名を限るかと云ふと今日の所では各府縣の勤務法が大概は晝夜勤

の二つに分れて居る既に二部に分れて居る以上は其各部に於て一名の長を置くと云ふとは當然のことであるから晝勤に一名の部長を置き夜勤に一名の部長を置くとは極く必要である仮令看守部長を置く御趣意が一名に限ると云ふとであつても今日制度が變つて來た以上は二名の部長を置とは差支ないと思つて居ります、看守部長を餘計置と云ふことになつて看守は看守外の職務を執り看守長が看守長外の職務を執ると云ふ様に職務の區分が亂れて來ては相なふぬことであるから兎に角二名の部長を置くことと云ふことを私は希望致します、續いて是れは問題外に涉るかも知れませぬが極く關係のあることとござりますから一言述べ置きますか既に支署に部長を置きます以上は又監獄本署にも必要であらうと思はれる成程本署には數名の看守長があつて戒護事務に差支ないと云ふことは諸君の認めらるゝ所ではあらうと考へますか是れ又實際に當つて夫々人員を配置して参ると云ふと中に看守長のみで看守長一般の事務を處理するおとは難い。一例を申しますれば拘留監の如き是れは地方監獄とは自ら別派になつて獨立の姿になつて居るか少勢ひ部長と云ふものを置いて監督致させると云ふ必要を生じて参ります、兎に角支置の部長は二名を限りとして本署には必要に應じて一名若くは二名の部長を置くことになりまして是れは大變配置上の便利を得るのみならず戒護上一層の整理を得るであらうと考へますから私は此の如き意見を述べます

○福原三蔵君 先刻参りましたばかりで全く皆さんのお説は承知致しませぬか監獄の實際の事に付ては皆様も御承知でありますから實際のまゝは述べませぬとござりますか府縣監獄の支署丈は大抵二名までを限りとして部長を置きましたらば充分であらうと考へます夫れで看守部長と云ふ者は一体極く已むを得ざる所か少して此職を設けられまして若し看守長にして部下を統督する丈けの人員を備へて居るおと出來ますれば看守の部長と云ふ者は入る筈のものではないと考へます果してさうてありませぬれば實に已むを得ぬ所か少して始めて看守部長を置いたのでありますから已むを得ぬ場合に限つて一名を置き一名で足りる所は二名は決して置かない一名ではどうしても届かぬと云ふ様な場合に二名までを置くことと云ふことは是非致したいと考へます、マルてなくては差支へますか……大抵支署でありますれば二名ありませぬれば晝勤夜勤の部長に一名宛と云ふ様に若し晝勤夜勤と看守押丁の勤務を分つてありませぬ所は一晝夜の勤務にありませぬから矢張り甲部乙部の部長と云ふ風な據梅にしませぬれば充分たうと思ひませぬに角必ず二人置くこととします支署に依つては二人では多過ぎる向かあらうと思ひます、何處までも已むを得ぬと云ふおとを本に立て、先づ一人は何うか斯うか往けると云ふ様な所は何處までも一人に留めて置き決して二人にせず又二人の上は如何なる場所でも決して置かせないと云ふ様に是非したと考

へます
○小原會長 夫れでは私も出題者の神谷さんにお尋ねして置きたうござります、此一人と云ふ精神であつても二人寄に置いてある所もあるお話でありますか皆様の話を承つて見ますと二人云々と云ふおととござりますか此二人にするおと云ふおとはドウセ此處で決しても夫れか行はれる譯ではありますまいか或は此私會の話か上つて参考にならうと云ふのでござりますか
○神谷彦太郎君 詰り其参考になると云ふ積りです
○小原會長 さうすると皆様に尋ねて見ますか一人部長を置くを正則とする二人置くは已むを得ぬ時で云々と云ふことと皆様の話か少々違ひまして拘留監には必要かあるか支署には監獄の廣狭と云ふ話であらうと思ひたか、どうしたか宜うござりますか、二人置くことと云ふおとを表決に附せぬばいけませんと云ふおと云ふおとを一人置くとして已むを得ぬ時は二人と云ふ其已むを得ぬと云ふ入り譯を参考にする様なおとでも宜しうござりますか、皆様どうとござります
○山室元吉君 夫れでは申上げますか實は私の方は支署か二つありまして岡崎に一ヶ所太田に一ヶ所あります岡崎の方は二人必要で太田の方は一人あります足ります、夫れはどうであるかと云ふと太田の方は單純なる區裁判所の許に立つて居る監獄である從つて被告人も囚人も格別の人數は居りませぬ又さう云ふ據梅でありますか

看守長も至つて用か少くない少くないてありますからしてさう云ふ所は一人居れば足ると云ふ斯う云ふマア考ておさります夫れて兎に角正則通り一名を可とせるか二名を可とするか云ふおとをお極めを願つて置いたる官かろうと思ひます

○神谷淡太郎君 表向きの訓令には數は限つてないので支署に限り看守部長を置くことを得と云ふ丈けておさりますか一言此事を御參考まで申して置きます

○小原會長 夫れては今のお説もさうありますから是れまで二人以上を置く云ふの御發言のない方は二人に限ると云ふお説と認めて宜からうと思ふ二人以上のお話は御人數が少くないと思ひます三入位しかないやうておさりますから二人説の方が多いやうておさります、別に議論もおさりますせぬければ二人と云ふおとに極めて置きます

○獨逸聯邦監獄經營議談 (承前)

温煖法の部(續)

總て火爐は可成的中央樓の地下階に湊合すへし若し能はざるときは中央樓に接する翼舎の頸部(頸部とは翼舎中央樓に連續する箇所を云ふ)の地下階に設置せるも可なり何となれば火爐を各翼舎若くは一翼舎の各半側に分設するときは管理上云ふへかかざる困難を生し又遠隔したる箇所七若くは八箇の火爐を設くるを要する温煖法には未だ中央温煖法の名を下す能はされ

監獄に於て瓦斯(石炭瓦斯若くは油瓦斯)を製造せんとするときは管理上果して益あるや疑を免れず若し監獄自々瓦斯を製造するに於ても瓦斯製造場は監獄の周圍の堀内に之を設置すへかかす石炭油點燈法は多く人力を要し又不便少かす去りながら嚴に清潔法を行ひ注意を爲すに於ては其惡臭の害と火災の憂とを防禦するを得へし

蓋し石炭油は惡臭を發し且火災の憂ありと云ふは少しく過言に失するものと云はざるを得を石炭油點燈法の費用は瓦斯點燈法に比するに實際上著しく廉なるものなり瓦斯點燈法に在ては各分房に轉移せるを得へき瓦斯燈を置き作業を妨げざる壁に之を掛くへきものとす瓦斯燒口の大きは作業上に要する瓦斯の量に依て定むへし通常は一時間に付七十五「リイタル」の石炭瓦斯を燃消する瓦斯燒口を以て足れりとす各分房の瓦斯燈は囚徒の取扱ふを得へき房内の嘴管に由り之を消すへし又は看守人に於て取扱ふへき房外の嘴管に由て該燈を消すものもある可なり此房外の嘴管は少しく隔りても明に其開閉を見るを得へき様設置すへし分房を照射する爲めに瓦斯の本管より羽翼の形に支管を突出せしむるを要す總ての廊下を照射する瓦斯管及事務室の瓦斯管並に諸道諸庭を照射する瓦斯管も亦同前なり此等の諸瓦斯管を開閉する嘴管は高等看守人の室なり中央樓なり監内の壹所に之を湊合し其所に於て點燈瓦斯の配

はなり其他費用を可成的減額せんとに注意すへし蓋し一分房を温むるに付て二百乃至三百馬克の費用を要するときは尤も不經濟と云はざるを得す抑も温煖器を設置するに付て首要の件は一の分房より他の分房に間壁を貫通して輸温管を地平狀に引く可らざるにあり何となれば間壁を貫通して地平狀に之を引くときは該管の膨脹し又は收縮するに方り該管の貫通する所に於て壁を弛め爲めに隣房の囚徒と書簡を往復し言語を通するを得へからしむればなり且又輸温管を撃打し半階の全囚徒互に通謀するを得へき故に是れ又大に不可なりとす

點燈法

是迄分房監獄に於て點燈の爲め用ゐたる最も清潔にして且便利なるか上に危險の最も少きものは瓦斯に若くはなし但瓦斯を使用するか爲め多くの費用を要し且不便を生ずるときは點燈の爲め石炭油を代用すへし

百キログラムの石炭に付て土地の平均相場の一倍半より高かざる價値を以て瓦斯製造場より瓦斯を引用するを得へきときは如何なる事情あるも他の點燈法を措き瓦斯點燈法を採用すへし然れども一箇人か瓦斯を使用せるに付て拂ふと同一の高値を以てするに非ざれば監獄に瓦斯を引用するを得ざるときは其出費甚だ嵩むを以て之を引用するに付ては宜しく熟考せすんはありへからす廉價を以て瓦斯點燈法の利益を得へきか爲め

當を司るへし分房を照射する瓦斯管は各階に於て各分房列の初めに重なる嘴管を設くへし瓦斯測量器と瓦斯本管との間には壓力瓦斯調正器を設置すへし

官宅

典獄の爲には別に一戸を建設すべし下等官の官宅は地面に差支なき限りは平屋造にし二家族を一戸に住居せしむへし但其入口は別異に設くへし上等官に在ては二階造の家屋を建設するも可なり但入口階梯等は可成的別異にするを要す

典獄の爲めに別に一戸を建設するは其職務上止むとを得ざるものとす監獄に於て管理法の能く行はれんことを欲せば典獄は就中官吏中に秩序、規律を保持せざるへからす故に聊か顧慮する所なく嚴に果斷を施さるへからざるときは決して私情に拘束せらるへからす然るに若し一棟の下に二家族共に住居するときは或は情實に流るゝの弊を生ずるとなしと云ふへかかす又一方に於ては典獄妄りに自己の職權を頼み私宅に於て同居の官吏を壓制し或は同官吏の處女樂器を弄するに方り午睡の妨をなすを憤り妄りに之を嚴禁するの弊あることを忘るへからざるなり斯の如き場合に於て官吏其長官の非を怒ると雖も力足らざれば黙して之に従ひ陰に服務上抵抗を試み密に不平を漏すか又は公然長官に敵對するときは遂に一場の争鬪を生し爲めに威權及規律上に影響を及すへし監獄管理上の不利實に是より大なる

はなし
委員が自己の経験と典獄クロネ氏の意見とに依るに
下等官の官宅は平屋造りを以て最も適當なりとす而し
て一月に二家族住居すべきものとす彼の四家族若くは
六家族以上共に住居する家屋は決して之を建設すべ
からず斯の如き許多の家族を一棟の下に住居せしむべき
家屋に於て平屋造りにして二家族の住居すべき家族に
於けるよりも官宅建築費用廉なるべしと異説を唱ふる
者ありと雖も取るに足らざる者とす好し又平屋造りに
して二家族共に住居すべき家屋を建設するは許多の家
族を一棟の下に住居せしむる家屋を建設するよりも多
くの費用を要するにもせよ其差違は甚だ些少にして少
くも一百万乃至一五十万馬克の經費を要する分房監
獄建築費上より觀るときは實に九牛の一毛を増すに過
きざる也又分房監獄の建築に於ては囚徒の健康並に身
体上に最も注意を加ふるに豈に官吏の官宅に於ては最
も廉價粗造のものを適當とするの理あらんや看守人の
官宅の大きさに於ては左の標準に因て定むべき者也勞役
者(職工等)の官宅に於ては家族一人に付少くも住所を
十二立方「メートル」寢所を同じく十二立方「メートル」
「とす其他庖厨、地窖、屋内の庭を設く三「メートル」の
高さに於ては家族一人に付寢室及居室を少くも八平方
「メートル」とし又庖厨を八乃至十平方「メートル」と定
むへし是を以て勞役者の官宅に五人の家族住居するど

きは其官宅の大きさを四十八⁽⁴⁰⁺⁸⁾平方「メートル」に計算
すへし而して此四十八平方「メートル」に相當すべき室
の數は庖厨の外少くも三箇あるを要す即ち父母の居室
、寢室並に小兒の寢室は是れなり其他品行を端正ならし
めんが爲め成長する所の小兒の寢室等は男女の性に從
ひ之を區別せんとを要す是に於て始めて第四室の必要
を生ず是れ風俗の猥褻に陥るを防く所以なり
尤も看守人は通常の勞役者と同じに見做すべからず仮
令看守人の俸給上等勞役者の給料の上に出ざるか又は
往々ある如く却て其下に出るも其職掌に至りては大に
其趣を異にす否看守人に於て吾人の希望する所の職務
を執る以上は之を異にせざるべからざるなり是れ看守
人の衣服外裝官宅等其職務に適應せざるを得ざる所以
なり若し廉價を以てするを得べきときは監守人の官宅
には五箇の室を設くべし是れ通常會社が其社長に與ふ
る所なり今看守人の官宅にして五箇の居室並に寢室を
設くるは奢侈に屬するも決して四箇より減すべからず
何となれば看守人の家族品行端正にして一家の風俗美
なるを希望するは勞役者の家族に之を求むると異なる
所なければなり
各官宅は簡易なる一小舎にして又是れに圍圍を設置し
小園を設け果樹數本を植付くべし圖式第九葉に掲げた
る看守人官宅は即ち此原則に従ひ製造したる雛形なり
上官の家屋は平屋造りにして二家族の住居し得べきも

のを以て最上とす若し二階造りの家屋に二家族を住居
せしむるときは梯子土窖等の區別に注意すべし圖式第
八葉に於ては二階造りの上官官宅の雛形を掲ぐ上官官
宅に於ては之を引くを得ず何となれば妄りに水を費す
のみならず且つ水道を毀損するとおればなり故に二家
族の中間に一井を掘るか又は溜池を築き水道の水を引
用するも可なり

附言

獨逸司獄官會は千八百七十七年九月十日より十五日まで
ストットガルトに開きたる會議に於いて分房監獄の建築構
造に於て精密に審査討議を経たる上左の議決を爲せり
一 晝夜一因に眠る分房の廣さは三月以上自由剝奪の刑
の執行に於ては少くも二十二立方「メートル」三月以下
自由剝奪の刑に於ては少くも十六立方「メートル」分房
制寢室の廣は十一立方「メートル」にして兩ながら少く
も半迄開扉するを得べき一平方「メートル」の窓を設け
合同作業場は一人に付十二立方「メートル」を以て足れ
りとす
二 小に失し又は大に過ぐる所の監獄は共に刑の執行上
害ありとす未決監及已決監は分房制に付きては四百人
より多かたず獨居及雜居監禁に於ては五百人に超へさ
る構造を爲すべし
右に於て左に掲ぐる「ゲハイメル、カーベルレギール
グスタート」イルリンド氏の發議を審議し殆んど滿場一

致を以て之を可決せり
會議は技術に達したる者を委員となし監獄殊に分房監
獄の建築に於ての原則を確定せしむるの須要あるを感
し委員を選任して此議決を帝國政府に上申すると
刑の執行は帝國法律を以て之を規定せしむるの疑問に
して未だ決定せざる限りは委員は該議決を帝國政府に上申
して成果を望むを得然るに王國普魯士の内務省は許多の
大なる分房監獄を建築するを以て技術に達した
る者を選挙して委員となし總て建築上計畫をなし又建築
中細事を決定するに於て協力せしめ以て該議決を實行せ
り此法はウエルハイデン及ヘルホルドの分房監獄を建設
し且グロース、ストレーリツの分房監獄を建設せんと計
畫するに方り實効ありたるを以て王國普魯士の司法大臣
はフランクフルの分房監獄の造營に於て斯の如き委員
を選任せり
新に一の分房監獄を建築する毎に再發し而して更に論議
を要したる多くの疑問は右委員諸氏の功勞に由り決定せ
られたり而して右諸氏の審査に係る分房監獄の建築に於
ての原則は普魯士國に於て採用せられたり
其間に獨逸司獄官會の委員は此事を以て等閑に附すると
なく一千八百八十三年維納也に於て開きたる該會議の問題
と定め討議の準備の爲めに典獄クロネ氏及び一等檢事
リアチエツ氏に分房監獄の建築に關する原則の調査を委
任せり

納維也の會議に先立つ所の委員會議に於て納維也の會議は極めて細密に渉る報告者の調査を討論して議決すべき適當の場所にあつたるとを覺知したるを以て該委員は會議に提出するに七名の委員を選任し分房監獄を建築措置する時に際し標準となすべき定規を審査せしめ而して其委員には一年内に其業を結了し監獄集誌に發録して世に公告せしむべしとの議を以てせり

此發議は可決せられたり而して委員に選舉せられたる人名は左の如し

- 一 ゲハイムラート、エーケルト(フライブルグ府)
 - 二 ゲハイメル、オーベル、レギイリングスラートイ
 - ルリグ(伯林府)
 - 三 己決監獄クロネ(伯林府)
 - 四 ミニステリアルラトリッテルフォンピヒス(維也府)
 - 五 典獄ストレング(ハムブルグ府)
 - 六 ゲハイメル、ユズテラートウフルト(ブリヨッチ
 - エレゼー)
 - 七 埃國第一等檢事ツアチエク(ビルゼン)
- 選舉せられたる人々は皆其選舉を承諾し己決監獄クロネ氏を以て委員長となせり
- 該委員は其課業を確定したるや否や直に其問題を決定せんが爲めには建築師及醫師の説を聞き又少くも二三の大

國の監獄所轄の補助を要するを覺知したり是が爲め招状を受けたるカスセルの醫師アンドレー伯林の衛生掛下クトル、バーエル伯林の建築師エンデルカル、フルウへのゲハイメル、ホーワラート、ドクトルグツチ全地の上等建築師ヘルムケル、ハンノベルの監察官兼建築師ヨウス「タル」オルデムブルグの上等建築監督官ウエーグ等の諸氏は商議に加はんとを申送り埃國司法大臣普國內務大臣及普國司法大臣に委員の目的とせる事業を告知したるに埃國司法大臣及普國內務大臣はミニステリアルラトリッテルフォンピヒス氏及ゲハイメル、オーベル、レギイリングスラートイ、ルリグ氏を以て己の代理者と定め普國司法大臣よりはゲハイメル、オーベル、ユズテラートウフルト、クトルスタルク氏を以て委員の勞を助けしめ又埃國司法大臣の照會に依りマルブルグの上等機關士マウルス氏を招聘して商議に加入せしめたり

右諸氏の助力は我企圖を成就するに付て裨益する所尠かす則ち建築師は其實驗に由りて分房監獄の建築法に付て意見を開陳し又た委員の爲めに圖面を製せしが此圖面は各項を議するに方りて大に便利を與へたり而して醫師は分房監獄に於て多年の經驗と觀察とに據りて分房監獄を建つるに際して衛生上如何なる構造は説くへし又如何なる構造はなすへからすと断定するに付て誤る所な

りき又大臣諸公の代理者は中央官署か由りて獨居監禁法を實行する標準たるべき大綱目を指示したるに因り我社會の狀態に應じ各項に付て刑の執行法を改正するおとを忘却せるの危難を免るゝを得たり委員の商議に付ては己決監獄クロネ氏の起草せる分房監獄の建築に關する原則を議案となせり抑も此原則は委員外の經驗ある技術者の意見を豫め參酌したるものなり

委員は千八百八十四年四月二十八日伯林に於て其業を開始し五月二日に於て其局を結へり不幸にしてミニステリアルラトリッテル、フォン、ピヒス典獄ストレング及第一等檢事ツアチエクの三氏は故障ありて商議に加はるを得ざりき書記役は伯林の己決監獄觀察官セロウスキ氏に依頼し同氏之を勤めたり

委員が商議をなし又可否の決を定むるに方り標準としたる要点は左の三項に約言するを得へし

- 一 刑を執行し罪囚の懲戒上益あつしめんが爲めには獨居監禁法を可成的廣く實行すへき事
- 二 右第一項に付て只一個の障礙は是迄の經驗に據れば分房監獄の建築費用にあるを以て囚徒の衛生管理の便及相當に刑を執行するに關する條件を忽にするとなく右の費用を著しく減省すへき方法を考へ出すへき事
- 三 過る十年間に建築したる分房監獄に付ての經驗は最も注意して之を利用する事又獨居監禁法に適合して管

通信

理を輕便なすしめ健康を保護し且最も少き費用を要するとの明に定らざる原則は之を採用せざる事

看守教習

朽木縣監獄署に於ては看守教習所第七回第一期教習生小川菊雄、西澤重三の二君に去る三月卒業證書を授與せられ小川菊雄君には特に學術優等證を付與せられたり

兵庫縣監獄署に於ては看守教習所第四期教習生の卒業試験を執行し宇川庄吉、福田吉郎、岩井文造、太親萬之助、大野敬次郎、勝谷卯太郎、山中九七郎、木村吾六、信澤勇次郎、後呂久吉、池田讓、江坂行綱の諸君に卒業證書を授與せられたり右の内宇川、福田、岩井の三君は優等なりき

佐賀縣監獄署に於ては看守教習所教習生深江種光、野村寛一、牟田勝一の諸君に去る四月七日卒業證書を授與せられたり

京都府監獄署に於ては第五回看守教習生山本初次郎、荒木延賀、菅野八郎、河崎虎一郎、土田永吉、大江常次郎、松井秀太郎、増井務の諸君に此程卒業證書を授與せられたり

岡山縣監獄署に於ては看守教習所第七回受業生松井教一、原田保二郎、松本毅八、樋口伸太郎の諸君に去る三月廿

九日卒業證書を授與せられたり

○押丁全廢
大分縣に於ては客月三十一日限り押丁を全廢し看守を増員せられ其設置の方法は集治監看守人員の程度に據られしと云ふ

○支署廢止

大分縣に於ては去る三月三十一日限り同縣竹田、杵築、豆田、佐伯の四監獄支署を廢止し其事務は所在の警察署に於て取扱ふ事になれり

譯

○佛人ルカー氏出獄人保護論

久野生譯

予は既に政府に於て囚徒在監の際之心を改良し以て特に少年の犯罪人中に就き再犯を爲す者の員數を減少するの責めあるを信す然れども又同時に一個人は稍や政府と同一の目的を以て其事を行ふ可き責めあるを知る
一個人にして眞の慈善家たる者は唯た現に此の如くするを得るのみならず論理上に於ても亦た當さに此の如くせざる可からず予は將に此一個人の事業上殊に有用なる論點を明示せんとす

然りと雖も受刑者在監中に在ては一個人は殆んど之に干渉するを得ざるや明かなり何となれば監獄は全く當該吏

員に屬するを以て一個人たる者は安りに之に出入するをを許さざればなり

監獄に在るの時に當りこは囚徒は政府の監視を受く是を以て囚徒刑期間は政府は官吏を以て機關とし以て其囚徒の心を改良するを事とす然れども囚徒既に監獄を出て放免の身となるべきは政府の業務全了了はるにあらざるも勢ひ減少せざるを得ず然らば則ち人民の事業の當さに緒に就くべきは乃ち政府の事業の止まるべき時に在りどす眞の慈善を施す可き廣大の郊野は此時に於て初て人民の眼前に露はる蓋し此囚徒の如き薄命者は往々其父母に放棄せられ刑罰を蒙りたるの醜辱は長く痕跡を其身に存し出獄の際正業に依て衣食を求めんとし人に乞ひ及び保護を受けんとするも蓋し能はざる可し苟も慈善の心を抱く者何ぞ之を教育して無形の救助を爲し之に衣食を給して有形の慈善を施すべきを爲さざる可んや然るを若し此放免囚を救護せず之に業務を授けざるべきは其窮困を忍んで餓死せんか將た罪惡を犯して餓死を免れんか必ずや此迷路に彷徨するあらんのみ

一個人獨力なるときは縦ひ慈悲の心熾んるも通常の場合に於ては大事業を行ふこと能はざる可し此常則には固より例外無きに非ずと雖も此例外たる絶へて無くして稀にある者なり故に同感の人士數名衆力を合するときは放免囚をして業務を得常職に就かしむる功を奏するを得ん是を以て慈善者相集て會社を設くるときは以て少年犯

罪人を保護するを得可し然れども若し之を保護して嚴密なる懲戒に服せしめざるべきは久しからずして二ひ罪惡を犯すへし夫れ會社なる者は此慈善の事に關しても亦た強大なる槓挺の如く衆力を合して其効用を數倍にするものなり故に若し一個人放免囚を救濟せんことを務むるに際し他人の協力を待すして獨力之に従事するときは同感の情ある人士數名の方策と已れれ手段とを合したるべきの如く好結果を生ず可き者に非ず加之ならず此方策をして普通の計畫に基つかしめ又た一般の原旨に従て此方策を處理する時の如く偉功を奏す可き者にあらす是れ諸國の經驗に就き証明する所の事實なりとす何れの時を問はず此の如き放免囚を慰撫せんか爲め一時義捐を爲さんとするの慈善者ありと雖も然れども各自別個に慈善を表するのみにては重大の結果を得るべし幾んど稀なり何となれば此事たるは一時急を救ふの目的に出づるに過ぎざればなり若し夫れ救助にして永遠の結果を生ず可き者に至ては全く之と其類を異にし是を以て此の如きの事實を審にする者は其事業をして一層効用あらしめんが爲め又た特に之を永遠に及さんか爲めに一和協同して衆力を合せんことを求めざる可からず壯年囚徒は出獄の際之を分て左記の二大部と爲すを得ん

第一 在監期限中心を改良するべし無くして既に便宜の生計を營まんとするの眞意なき者
現今中央監獄より出る者は大半此類なりと云ふを

得ん

第二 便宜の生計を求め正業に由て衣食を得んとするの誠意あるもの

右第一は不幸にして其數甚だ多く大率ね改悛の望なき者なり故に此類に屬する放免囚は過半久しからずして罪惡を犯し再び來て監獄を充たし殆んど之を救ふの道無しとす然れども第二部に屬する者は吾人の宜しく憫むべき者にして且つ之か爲めに深く意を致さざる可からず而して之を敏恤して最も効用あらしめんには之に常職を授け又た其職業を得るに至るまで一時之を救助せざる可からず此囚徒の行狀に由り能く眞に感化したるを証するときは社會は之に對して凌辱するの意を挾む可からず又た之を冷遇す可からず是を以て受刑者と社會との間に中立するの一原素を介在せしめ此二者をして全く和解せしめざる可からず而して何に由て此原素を求むるを得可きや慈善の美志を著ふる善男善女相集りて會社を設け特に此目的に従て之を構成するときは放免囚の保護を全するに最も適當なりとす是れ之を社會と受刑人とを和解せしむるの原素と云ふなり予は之を稱して放免囚監視會社若しくは保護會社と云ふ

此の如き會社無きときは監獄則の擗制如何に宜きを得るも其結果をして重大の効力を有せしむるを得ず故に此會社は之を看做して社會と受刑人との間を連續すべき鍵の銀と爲すを要す而して此録や方今の監獄法に欠く所

の者なり而して此鑛條の録無く刑人と社會とを連續せしむるは能はざるべきは監獄法をして好結果を生せしむるの日は知らず幾年の後にあるか故に此會社の組織をして當を得せしむるときは犯罪人を處罰して之を改良し又た之をして有益の正業に復せざるを目的とする諸方策の補助と爲すを得ん本題に關しては予は最も深く研究し又た博く經驗を爲し益々放免囚保護法は監獄法の欠点を補ふに足るべき一法たることを了解せり故に此保護法は固より欠く可からざる者にして囚徒の改良に於ける試験石たり

然れども保護會社の特に其業務を施して尤も好結果を生す可きは乃ち少年囚を教育して再び國法を犯さざらしむるの点在り蓋し少年囚は出獄の際尤も救助を要する者なり而して男女少年囚をして罪惡を犯さず又た惡習に陥らざらしめんとするの業務は常に必ず成功を期するを得ん

外國に於ては既に以上の目的に由り會社を設けたるの例甚だ多し而して此會社の此目的を實施して功を奏したるは蓋し疑ふ可からずヘランウォー氏の言に由れば少年者中再犯を爲す者あるの時に至ては初犯の時に比し其好惡の度更に百倍を加へたりと然るに保護會社の方法宜しきを得たるか爲めに十年の後セーヌ州の少年犯罪人中再犯を爲す者の員數百分の七十五は減して百分の十に降れり爾後一千八百五十年に至ては此比例更に減じて百分の七と

爲り又其後一千八百六十年に至ては減して百分の三、零四に降れり此好結果を生するや實に其極度に達せりと云ふ可し此の故に此會社は僅々三十年間に在て少年囚七千人の多き皆な正當にして且つ有益の職工と爲し社會に還附せり然るに若し此會社に於て慈善を旨とするの干渉を爲さざる時は此少年囚は長く監獄に沈淪して憐む可きの生を爲す可きや必せり此七千中の數名は賞美す可きの勉勵と節儉とに由り後日有福の人と爲り或は富豪の身と爲り又た或は兵馬の間に在て勇武を顯はし爲めに勳章を受けたる者ありと云ふ

佛蘭西政府は一千八百五十年八月五日を以て少年囚の教育及び保護に關する法律を公布し嚴密の教育に據り少年犯罪者を其既に陥りたる魔道より救ひ出さん爲め一人一人若くは會社の力に依頼して少年男囚の爲めには農業、殖民監を少年女囚の爲めには懲治監を創立するの真に欠く可からざる所以を示せり故に同政府は數年前より既に少年放免囚の救済に關する會社の須要なるに留意せり是を以て一千八百四十二年五月二十八日省令を發し命して云く此會社をして放免囚の爲めに直ちに業務を供へ若くは常職を與ふるの豫備を得せしめんが爲め出獄の三四ヶ月前に於て之れに通知を爲す可しとメットレー保護會社は一千八百四十年より一千八百六十二年の二十二年間在て殖民監より出たる少年囚一千八百十三人を救助し且つ之を監視せり此少年囚中大半(八百七十一名)は品行方正

なる農業者と爲り其の四百二十一名は職工と爲り其の五百二十一名は海陸軍の軍役に服し此五百二十一名中十五名は勳章を獲且三名は十字形勳章を得他の數名は下士官と爲れり一千八百五十年の監獄に關する法律第十九條の明文に據れば農業殖民監若くは懲治監より出たる少年囚は常に三年間救助會社の保護を受くるを得べし然れどもメットレー保護會社は監視の期限を定むるは必ず且つ必要と判定する以上は常に之を行ふ者とす

(附註) ホンヌグヰール、ド、マルサンヂー氏嘗て少年犯罪人改良と題する一書を著し言へるは

云くメットレー保護會社は少年囚に有益の生業を得せしむるのみを注意するにあらず其事業上止むを得ざるべきは絶へず之に向て要求し又は助言し又は獎勵して保護を爲せり故に此殖民監は彼の少年囚を愛育する義務たるの義務を廢するは必ずし故に本監の殖民は此の如き貴重なる保護を受くるか故に出獄の後と雖も同盟罷工疾病及び困窮の恐れなしとす

巴里モントリエー等の都會に於ては貴婦人専ら放免女囚の救助を旨として會社を特設せりマリーヨセフ教會中監獄掛の尼僧はポルドーレン、マニラン、ウエンヌ、ド、ラー等の各府に於て放免女囚の爲めに保護所を設立す英國に於ては左記の二項を目的とする數多の會社を設く一に云く放免囚を救助するなり二に云く少年犯罪人の矯正院を維持するなり而して皆甚だ満足なる結果を生せ

り龍動府の放免囚保護會社は特にロルド、スベユリーの熱心と義捐とに由て創設せし者にして其慈善の業を事とするや此に年ありとす故に其會社は一千八百五十七年より一千八百六十六年に至る十年間に於て放免囚五千二百五十七人を監視し之に必要な扶助を給せり而して其四千六百四十八名は男囚にして其五百七十九名は女囚なり皆な典獄より本社に依頼したるものなり

會社は放免囚に救助を與ふるか故に放免囚は曩に監獄に在て勉勵と節儉とに由り既に貯蓄せし金員を本社に依託せざる可からず是れ救助を受けるに重要な條約とす蓋し此方法の目的は出獄の後直に少額の貯金を濫費せしめざるに在り且雖も又た以て實際該會社に對し己れの惡意を挾まざるを保証する者なり而して假放免を得て警察の監視を受たる囚徒若し該會社の保護を受く可きを承諾するときは此監視を免るゝことを得可し但し毎月該會社掛員の居宅に至り己れの業務を報告し又た此掛員より命せられたる取締法を遵奉せざる可からず若し放免囚全く満足なる品行を証するときは會社は英領殖民地の一を擇て容易に轉住するを得せしめ此地の掛員は本地に於て甚だ有益なる業務を執らしむ以上各種の方法は既に好結果を生せり

英國に於ては敗俗不良の子弟と輕重罪を犯して處罰を受たる少年とに論なく之を改良して正當の公民たらしめんとを勉む而して數多の會社及び一個人も亦た同一の目

的に因り非常の損失を顧みるとなくして數多の保護所を
 鼎立し能く時の急務に應せり即ち教育所は不良の子弟を
 擔任し下等職工學校は十四才以下の無籍にして且つ乞丐
 と爲れる者ど輕重罪を犯したるか爲め尋常裁判所若くは
 行政裁判官より送致されたる十二才以下の子弟を擔任し
 て之を養育し且つ定期間之に工藝を授けると雖も此期限
 は年齢十六年以上に及ぶを得ず次に矯正院は稍や重
 き犯罪を行ひたる少年の感化に任す此矯正院中レッドヒ
 ール農業殖民監はメットレー殖民監に模倣して組織した
 るか故に大に令名を博せり
 龍動府一箇所にして數箇の保護所教育所下等職工學校及
 ひ矯正院を設く一千八百七十一年の末英國に於ては下等
 職工學校九十五箇所以上あり此職工學校は政府と人民と
 の補助を受くると雖も大概遺物贈與と有志の贖金とによ
 て之を維持す

(附註) 海軍の舊船舶を以て職工學校に充るよと此
 に年有りどす (未完)

寄書

○闇室罰執行上の疑義に就て井哇
 生氏に答ふ 大坂 草尾 爲 隼

本誌第五十六號の提出問題に就て井哇生氏に答ふ監獄則
 第七條を見るに在監の婦女其子を乳養せんと請ふときは

其齡滿三歳に至る迄之を許すとあり此は自から慈惠愛憐
 の主義に出でたるものなふん斯る愛憐的變制は立法の精
 神の好む所にあらざれども勢ひ止むを得ざるものとす然
 り全く恩典に出でたるものなれば其母の懷中より之を離
 して其母を闇室の懲罰に處すへし乳兒は母と共に闇室に
 入れしめ得へきものに非ず處罰は一身に止まる豈母の爲
 めに彼の無罪潔白なる一小兒を入室せしむるの理あらん
 や其乳兒は甚だ憫然なるも其母の闇室は極重なるも日數
 五日に過ぎず此少日數のみとなれば監獄費より牛乳を購
 求し以て看病婦をして之を養はしむへきなり

○管見生の説を讀んで

宮城集治監 浪 華 生

本誌前號の寄書欄内に管見生なる論者あり井哇生の疑問
 に答ふと題して乳兒携帶の女囚犯則して闇室の懲罰に處
 せられたるとき其執行方法如何と云ふの疑問に就て答辨
 を與へられたり而して冒頭に實際上の三説を掲載し其丙
 説を以て穩當とすとの主旨に結論せられたり其丙説に曰
 く闇室に處するの言渡を爲し置き其乳兒の去るを俟て之
 れか執行をなすへしと云ふにあり而して其甲説を駁する
 の理由に曰く甲説の如く乳兒携帶の儘闇室に幽閉すべし
 とせば是れ懲罰を延ひて乳兒に及ぼすものにして懲罰の
 主義に背反するや論を俟たす且母の故を以て無意味な
 る可憐兒を暗黒慘憺鬼氣襲ふの闇室に幽閉するか如きは
 情に於て忍ふへからざるものあり云々と又乙説の如き

便宜の處分たるか如しと雖も紀律を紊し公正を欠くを如
 何せんと予輩も又乙説の如きは取るに足らざる併論とし
 て管見生の意見に同意を表するものなれども未だ全然管
 見生の意見に賛同する能はざるものあり何んぞや曰く生
 の穩當なりとする丙説の如き却て牽強附會の例外説にし
 て其甲説に若かさるや万々又其甲説を駁せる理由の如き
 は實に架空の杞憂に出でたるものと云ふへくして竊て甲
 説の可なるを認めしむるの証憑として見るに足るものあ
 り、故に予輩は管見生の甲説を否なりとする理由を藉て
 甲説の却て妥當なるふとを説明し丙説の不可なるを辨せ
 んどす

劈頭第一本問の斷定を下さんに「乳兒携帶の儘闇室懲罰
 に處すへし但被懲罰女囚に於て他の親屬故舊に附託せん
 ことを請ふときは之を許す」と云ふにあり、管見生は云ふ
 果して該説の如くせば懲罰を延ひて乳兒に及ぼし且母の
 故を以て無意の可憐兒を闇室に幽閉するか如きは情の忍
 ひざる所なりと云ふと雖も是れ未だ監獄則第七條の正文
 を設けられたる主旨精神を了得せざる者と云ふべし、予
 輩は管見生に反問せん監獄則は何か故に其母の罪を犯せ
 し故を以て無意味たる可憐兒を紀律嚴正なる然かも自
 由を拘束せられたる監獄内の一小天地に生息せしむるか
 此の如きは情の忍ひざるものあるにあらずや、然れども
 法律は此忍ふへからざるを忍て無意味なる乳兒を携帶
 するよとを許す所以のものは嬰兒の其慈母を離れて乳養

する能はざるを察し第七條の規定を置かれたるものなる
 へし、(此乳兒携帶規定の如きは予輩大に異論あり之をし
 て法理に適し正鵠を得たるものとは認むる能はされども
 法規の存するあり本問外に涉るを以て他日を俟て論究せ
 んどす)然れども法律は決して之を強いるなり本人の
 請ひあるにあらざれば許されざる乳兒携帶の故を以て獄
 則違犯の懲罰をしも之を猶豫せざるへかかすと云は、實
 に奇論と云ふの外なかるへし、管見生の丙説を維持する
 理由に於て例外として然かするを穩當とすと云ふを以て
 見るも其理由の薄弱なるを証するにあらすや而して予輩
 も強ち其母囚と共に闇室に幽閉せざるへかかすと云は
 を本來本人の請ひに依り携帶するを許可せしものなれば
 又本人の請ひに依り親屬故舊に於て附託を肯諾する者あ
 る場合に於ては之に引渡すよとを許すとの便法を開き置
 かは可なり何すれそ之をしも殘忍なり酷薄なりと云ふを
 得んや其第七條の規定と同一精神なるものと予輩の信して
 疑を容れざる所なり、然るを強て丙説の如くせざるへか
 かすとせば懲罰の主旨に悖り懲罰の効力をして此種の女
 囚に及ぼす能はざるのみならず乳兒携帶の女囚は闇室入
 の犯則を屬するに至り其極常に懲罰の執行を遁れて出獄
 するに至るへし、是れ何となれば乳兒携帶は滿三歳に至
 る迄之を許すものなれば三年以下寧ろ少くとも二年以下
 の短期刑なる此類の婦女に對しては闇室處罰なきと一般
 されはなり其紀律を紊し刑罰執行の上にて公平を失す

るや大なりと謂ふへし右を以て答辯とす井蛙生及管見生以て如何と爲す尙説あらずは請ふ拜聴せん

○田村英吉君に答ふ

宮城集治監 上田定治郎

本誌第五十七號寄書欄内に於て田村英吉君なる論者あり刑期通算法の不權衡と題し三個の場合を例示して刑法第百二條の法文上彼是權衡を得ざるよとを説示せられたり予輩淺學敢て是れか解答の任に膺る能はずと雖も聊か卑見を左に開陳して答辭に換へんと欲す
予輩の事新しく茲に辨明するを待たずして讀者諸君の風に諒知せざるゝ所ならんが、立論の順序として一言せんに抑も餘罪とは文字夫れ自からに於て示すか如く前發の刑に對する語にして既に餘罪と云ふ必しも之に對する前に發覺したる罪なかるへからず尙之を復言せば餘罪は常に前發の罪の裁判當時未だ發覺せざる所の前科ならざるへからず法律語に既に餘罪と云ふ餘罪にして前判決以前に於て發見せんか刑法第百條の明文に由り數罪俱發を以て論し一の重きに從ふへきものなると何んぞ識者の辨を須たんや、吾國現行の刑法の原則は併科主義を採らずして單純以重主義(吸収主義とも云ふ)を採用せられたるものなること第百條の明文既に明示する所なり然り果して此以重主義を以てせんか第百二條前段の如く通算法に據るを正當とすへきと是れ其結果なればなり、以上の諸點に就ては田村君其人と雖も決して御異論はあらずるへ

し故に詳に之を辨するの要なしと信す
然れども第百二條の後段「若し前發の刑を判決するるとき未だ發せざる罪再犯の罪と俱に發覺したる者は其再犯と比較し重きに從ひ前發の刑を通算せず」との法文は即ち質義者の疑問の因て生ずる所なり以下之を辨せん
田村君の第一例として擧げられたる文中本刑に對する餘罪とは所謂法文中の未だ發せざる罪とある未判決の犯罪のことなるへし、立法者は均しく同條中に於て其前段と後段とに於て其語を異にし前文には餘罪と云ひ後文には單に未だ發せざる罪と云ひて其文詞を異にしたれば從て其意味なかるへからず是れ全く本問を判する意の存する所なるへし、法文既に餘罪と云はず後發とも云はず單に未だ發せざる罪とのみあるに依て是を觀れば其前發の刑に對する餘罪とのみせずして却て再犯と共に發したる場合に於ては其再犯と數罪俱發として第百條の單純以重主義を採用する場合あるへし
前文既に陳述せる如く第百二條の刑期通算法は吸収主義の徹底したる結果にして同條の末文亦然りと云ふに予輩は躊躇せざるなり、由是觀之も第一例に對する問者の意見も法理の肯綮を得たるものにして第二例に於ける田村君の議論は却て誤解に非ざるなきやを疑はざるを得ず、何となれば第二例に於ける餘罪即ち重懲役九年刑の未だ發せざる罪と重懲役十年に對する餘罪にあらずして却て再犯の罪に對する(重懲役一ヶ月刑)餘罪と云ふへし

故に後段に於ては未だ發せざる罪とのみ云ひて餘罪と云はざる立法者の精神なるへし、然れば第二例の場合に於ても當然全條の前文に由り通算の法に因るへきと法理の妥當を得たるものと云ふへし、是餘罪とは必ずしも前判決の事實と關係せざるへからざるものにあらざして唯其發覺の先後を以て便宜上稱呼したるに過ぎざればなり、故に第二例の最後發覺の重懲役九年刑は前判の刑即ち再犯重懲役一ヶ月刑と比較し其重きものなれば更に之を論し後發の刑に通算すへきを正當なりと思考す而して第三例の如きは單純疑ひなきを以て之を省く
要するに田村君の疑問は其當を得ざるものにして第一例に對する疑點を却て法理に恰當し第二例の解釋は其誤解に出でたるものなるよとを陳述して答辯とす田村君果して肯肯するや否や

○監獄官吏は最も清廉潔白ならざる可からず

横須賀 未學 生

監獄官吏たるものは職務の内外を問はず最も清廉潔白公平無私勤勉耐忍にして良民の龜鑑たるへき人たざる可からざるは贅言を俟たざる也
監獄官吏は罪惡者をして改惡歸善者たらしむる職務なるを以て良民先づ監獄官吏を尊敬し始めて罪徒を改惡に誘掖するを得へきは自然的順序也
監獄官吏若し清廉不潔白不公平不動勉不耐忍不德義にして上官に媚を呈し若くは僞言以て人を欺くか如き又は

酒に酔ひ色に溺れ浪費して産を破り其分に應せざる負債を爲し他人の侮慢を受くるか如き又は上官にして粗造の家屋を經營して不當の借家料を徴し下僚に貸與するか如き甚しきは通常人も尙は爲すを耻つへき高利を納め下僚其他に貸金を爲すか如きあはは恰も宗教家の不道德、醫者の不養生と一般、如何ぞ彼の罪徒を悔悟善に誘導するを得へけんや
我邦の監獄官吏に大幸にして清廉潔白公平無私勤勉耐忍に良民の龜鑑に耻ちざるの士多きは國家の爲め實に賀すへきの至りに勝へざる也

○看守精勤證書に就きて

常陸 霞 和 山

巡查看守にして行狀方正、勤務勉勵、事務熟達、勤續滿三年のものには之れか名譽を表する爲め精勤證書を授與せらるる之れか職務に在るもの争てか拮据精勵せずして可ならんや然るに情ら本令發布以來の狀況を觀察するに其今日に至るまで之れか被授者は幾千かある寔に寥々曉天の星の如し如此被授者の僅少なるは或は當局者の監督普く行届かざるの結果か將た其人を得るに難き爲めか否予は其他に基原すへき者あるを感せり何となれば該證書を受與せられたるものは名譽は即ち名譽たるに相違なかるへしと雖も其効果に至ては誠に薄弱一朝過誤あれば忽ち沒収の悲遇に陥る故に常に身を犠牲に供しある劇務の看守たるもの其買心を起その違なからん言稍や奇激に似たれ

小 説

ども果して然る時は本令の趣旨に背戻するも亦た甚しき
を以て予は希望す該精勤證書を有するものには徽章を付
與するも、爲し彼等の精勤は常に光輝燦爛として相顯
はれ之れを見る他の看守をして一層其美意を生せしめん
ことを果して然るときは一は獄事の美果も此光輝と共に
勇進し一は其本旨とする所の奨励の効益も擧かるべく即
ち一舉兩得の策と信す聊か感ずる所を記し以て寄そ

○一疑問

同 人

巡查看守は滿五年以上及十年以上勤續のものには一時賜
金乃年金を下賜せらるゝも女監取締に至りては勤務上総
て看守に準して處遇せらるゝにも拘らず右賜金の明文を
見す現に滿十一年以上の勤續者あり右は賜金の道を開く
に至り得ざるものなりや敢て大方の高教を乞ふ

小 説

○獄事改良家ベリテ一の傳

龜屋 万年

(上) 立志の原因

今より三十年前此のマンソンチユ州獄に程からぬ町にベ
リテ一と云ふ人住めり仕入物の衣服を縫ふ職人なりしか
ゆくりなく獄内の弊害を除かんと志し淺からぬ艱難を閱

して今州獄の典獄たり此典獄は則ち余なり余は實に徹々
たる職人なり妻モデストとの間に男兒一人を設けブチ
一、マールと名けて愛育せりブチ一、マール性質甚た善
からず、余或時所用ありて出てしに道にて數多の童子か
一人の童子を圍み罵れるを見き其圍れたるは我ブチ一、
マールなりけり童子等彼に迫りていふやう盜人のブチ一
マールよ速く其盜みたるを還せと余は憤怒に堪へず童
子等を押除けて暗けるブチ一、マールの内囊に手を入れ
しに内に小刀様の物あり斯は未だ彼に與へしことなき物
なり余は或然と思ひ胸躍れば更に童子等に向ひて其品は
何なるやと尋ねけるに彼等は聲に應じて鉛筆削の小刀な
りといふ嗚呼をれなり余か眼には泪溢れたり余は面目を
失ひ泣くか如く彼等に云へり童子等よ今我子は何物も持
たず左れと過失多き者なり其價を倍して償はんと童子は
さすがに罪なきかな惟呆れて余か顔を護れり余は若干の
錢を出して其盜まれしと云ふ童子にわたしブチ一、マ
ールを伴ひて歸りぬ一町許隔たりし頃彼等は悟りけん齊し
く聲を上げたり余か顔は火の如く熱しぬ是れブチ一、マ
ールか八歳の冬の事なり

小 説

婦は心を一にし血の涙を流して神に祈れど其詮なかりき
彼か悪事の償還に貧苦は増しぬモデストが頃日の愁容見
るだに胸塞かるブチ一、マール十三歳の秋甚しき悪事を
なしぬ其人捕へければ警官にわたさんとす或人之を憐み
走り來りてかくと語り疾く償ふて其怒を宥めよといふ人
の情厚なけれど今は償ふへき力なし寧ろ閉固に入れたら
んには彼か目も覺むるなるへしとて我等思ひきつて彼を
其爲すかまゝに任せり彼はマンソンチユ州獄に入りぬ我
等失婦の魂は一日の八分は彼か邊に添ひぬ雨風何事につ
けても嗚は彼が身の上ありブチ一、マールか行末につ
いて望を属する者はなかりき中には余等に向ひて彼か悪
を鳴らし余等か彼の爲めに精神を勞するもどを笑ひ嘲り
或は斷念せしめんと試むる人さへありき然れども余等は
此言を喜ふこと能はざりし否寧ろ腹たしく思ふたり輕
薄なる人は余等か面前にては余等か意に適すること云
へりブチ一、マールの將來に望あることを語れり余等は
之を喜ひたり否實に其然らんを疑はざりき

物憂き月日を経てブチ一、マールは放免せられたり余等
は其前夜より眠らず彼を迎ひにどて州獄に行きたるは其
日の曉なり門を護れる看守に怪されて其餘りに早かり

しに心付きたり余等は斯々と迎ひに來りし由を云へり看
守は半は嘲る如き口調にてお前方は左程に思ふへけれど
彼は到底人間には成れずと語れり余等は顔を見合せて歎
息せりモデストは泪を落しけり兎角する程に夜は明け時
刻來り余等か日頃夢にのみ見し最愛なるブチ一、マール
は今現に顔色憔悴し消えどして監門を出て來れり余等は
走り寄りて家に連れ歸りぬモデストは彼か閉固を出つる
と共に新しき人となさんと祝して貧しき中に新裁の衣服
を着せ心はかりの祝事して彼か無事に歸りしを神に
感謝せり余も亦神に祈り彼に一場の訓戒を加へたり彼は
始終涙を拭ふて謹聽せり余等は互ひに目を合せて其望の
空しかつさりしを喜へり

嗚呼此の喜は一週間を保たざりきブチ一、マール一昨朝
無断に家を出てしか夜に至りて還らず翌朝還りしか余か
顔を見ると共に又た出て、今に還らず抑々如何なる處に
て飲食するにや如何なる家にて夜を明すにや固より一錢
の所有金なければ正當の飲食のなるへき等なしと余等か
思念は語らぬと符節を合しぬモデスト云ひけるは此上は
詮なし不憫なれども最後の意見として手強き懲戒を加へ
給へど余は既に斯く思ひしと屢々なりしかぞモデスト

か胸を痛めんことこの憐れさに忍びてありけるを彼も詮方
つきて此の決心をなしたるなれば余に異議のあるへき様
なくさらばとて其用意をなし彼か還りを待懸けたり
プチー、マールは斯くとも知らず其夕暮に還り來りぬ酒
氣さへ帯ひて小供にはあるまじき亂行の体余は之を見る
や我子なから最憎く、其入るを待ちて引提へ用意の繩も
てうしろ手に括り之を高く梁に吊せり彼は大聲を上げて
若み叫ぶ其聲余等か五臓に徹して堪ふへきにあらすモデ
ストは目交にて御身は外に出て給へ妾か解き免してよし
なに意見を加へんにと云ふ余は之を幸にまて戸外に出て
ぬモデストは彼に近きて意見をなし志を改めんとす
は母か父上に代りて免さん然らずは父上に申譯なければ
假令死すとも免し難し如何そやと云ふにプチー、マール
いと悲しき聲を上げていかてかは仰せに戻さん免させ
給へど泣くおどしきりなりモデスト之を憐み解き免しけ
るにプチー、マールは暫し腕の痛みを按りてありしか四
邊さよる／＼と見廻して情も慈悲なき雙親かな遺ふ程の
錢も與へずして親風吹かすおそ可笑けれ幾日幾夜外に寐
泊すればとて親の物を失ふではなし左のみは損のあるま
じきを固圍の中にて常にはあつぬ吊上のじれさいかに

小説

子なればとて酷きにも程みそあれど打て變りし惡言にモ
デストは呆れて且つ泣けり余は戸外に在て此言を聞き
かなれば斯くまでの惡心には成りつるぞ今こそは彼全く
の惡人にはなりつれ悲しき哉と思ふにも堪へ難くて家の
中に踊り入りけりプチー、マールは斯くど見るより一散
に駆け出てけるを逐ひかけしも遂に其踪跡を失ひけり憐
むへしモデストは是より病の床に臥して永く枕あからす
醫師の薬も余か眞實の看護も其効なく日一日に衰へゆく
余は常に其枕邊を去らず彼か好む物を與へて其心を慰め
んとするに彼は何事にも首を振れり唯彼惡人なるプチ
ー、マールを見んことを望めり
余はプチー、マールか行衛を捜させたれども其手掛だも
得ず斯くして五週間程を経けんモデストか病氣は愈々重
りぬ夜或人定りて彼は枕邊なる余を近く呼び其哀へたる
顔を擧げて潸然として云ひける様妾か敬愛し奉る吾夫べ
リチー主よ妾は近く主に別れ侍さんすとす此の別離は一生
の別れなり悲しく侍さんらんや左れとプチー、マールか
行末を憂ふる心に比へんには輕く侍さんかア、妾かプチ
ー、マールよ今何所にかをる吾夫よ彼を固圍に入れつ
るは彼か惡心の頼らんを頼みてなり思はさりき其惡心

の益々深くなるとはなほ病院に病者を入れて其益々重
くなりしに齊しかつんか姜情々考へ侍るにこは病院の善
からぬなるか醫師の宜しかつんか藥の精良ならざるか
其の故なくは叶ふへかす斯る病院に我子を入れて深
き歎きに沈みぬる親は此世にいづくぞや我夫よ今より
志を立てさせ給ひ其病院の吏となりて其惡因を蒞除さ多
くの人の歎きを救ひ給ふへき御志を起し給へ妾一生の願
なり承引せ給はんやと泣く余は此言に驚きたり其言の殊
勝なるに驚きたり余も斯く既に志を定めしか監獄の下役
人は俸給極めて薄く一身の糊口さへ普通に營み難しと聞
けい彼か病の瘵りし上徐むろに談合せはよと思ひしを今
却つて彼より聞く余は此趣を語りて喜んで之を承諾した
り左るにても御身の疾く全快して御身の助力に依らすん
は此儀遂げ難しとて彼か氣弱き心を勵せりモデストは大
に余か言を喜び氣力頗かに奮へるか如くやかて臥床の上
に起き直り病にして若し癒へなは能く其難難に堪ふへし
とて健氣なる志をのへぬ此志を起してよりいと重かり
し彼か病氣も日々力つき兎角して病の床を離れぬ余は
獄吏となるへき手續を閉合せん爲め日夜に奔走せり嗚呼
是も神の恵か余は幸なる手藝を得たり

獄事彙報

●第三回九州各監獄教師協議會
町明蓮寺に開れし一昨日迄に到着したるは一番熊本縣監獄署三池出張所篠
方典。二番同野田性隆。三番長崎縣同高石大節。四番鹿児島縣江蘇江三池。五
番福岡縣同山下雪。六番宮崎縣同筑後城三。七番三池島治監谷治達門。八
番福岡縣小倉同村上雪。九番大分縣同波照然。十番長崎縣同島原支署白
石信教。十一番福岡縣久留米同支署戸田言成。十二番佐賀縣同唐津支署五十
嵐實道。十三番福岡縣大隈出役所高原大運。十四番佐賀縣同唐津支署五十
人昨日は午前九時より開會先づ幹事なる四下值番氏は同會開設までの手續き
を報告し續いて正副議長を無記名にて投票したるに議長高原大節。谷治達門
の両氏同点。依つて抽籤せしに四下氏當選又副議長は高原大節。谷治達門
の両氏同点なりしに付さ同じく籤を以てせしに高原氏當選せり。右了つて福
岡縣典獄木戸麟氏は一編の演説をなせり其要を摘めば司獄吏如何に熱心職務
に従事するも教師其人を得ざれば其効を見るも能はず感或感化兩々相持得
始めて其目的を達するもなり云々又熊本縣監獄より若崎監獄所長。河原
警守課長。横山看守長等も臨席傍聴したる由議題は即ち左の如し右議士の
上午後四時散會せり

一 議事録の休載に關する件

一 開會報告に關する件

一 教師師通信所に關する件

●監獄制度の改良に就て
曾て山縣伯の内務大臣たりし頃監獄制度の必要
を感し出來其の改良案の調査に着手せし中に御願獨逸人ゼーパツ氏の知
きは自ら各地方を巡回して實地取調を爲し其意見を内務大臣に提出せしに未
た其の實行を見るに至らずして終て死去したり取調を爲さしめ専らバツ氏の
意見を參照し小河監獄課長に命じて細密なる取調を爲さしめ又渡邊次官の如
きは河野氏の内相たりし頃北海道監獄改良に關し特に小河氏を以て調査せし
むる所ありし右改良を計るには勢々經費の上に影響を及ぼすを以て今日に
至る迄之を決定する能はざりし理内相も兼り改良の必要を認め居るを以
て今回の地方官會議に對し地方の實況を諮問し併せて各地方官の意見を聞き
之を參考として更に其取調を爲さしむる都合なるよし尤も監獄制度は議會開
會以前勅令を以て發布せしものなれば何時にても改良し得へしと云へる者も

時事彙報

警事彙報

●監獄署内の改革(押丁の淘汰) 曾て世上の風説を記載したるに宮城監獄は新任山崎典義の就任以來改々として諸般の改善を計り積弊を排して乱麻を統らしたるの跡しとせし昨一月よりは會計年度の始まりて廿六年度を開始せると共に夫々俸給の増減を爲し看守にして減等せられたるも二名ありて特に著るしき改革は押丁廿余名を減したるの一車なりと

(明治廿六年三月三十一日東北新聞)

●監獄で詐欺 兵庫切戸町の水きぬといふ女詐欺の隊にて未決に入監中親類の今井いふ衣類敷点を差入れしとせぬは罪科極まりて本刑に服せしゆみ差入りの衣類無きなりしゆみ差入るに受取りに出懸りて這は如何に已に自分の名義にて受取りたるものありしに其取柄に於て夫れく探偵の末右は并合村の管地と云へるもの出獄の土産に於て先に先き取り受け取りしと知れぬは是れ并合分署の手にて取押せられたる一昨日再び監獄へ舞戻り

(明治廿六年四月十一日神戸新聞)

●前監獄現況 日下同監獄の既決囚は百廿餘名にて昨今の昨今に比すれば大に減少せしと云ふ面して外役囚徒は日々空疎の若草を刈取り内役囚徒は糞米を運らんとし餘暇を以て体操の復習を行へば各自労働態度にして一人の病者もなしといふ又同監獄にては毎月二回教習日を一室に會集し並に力盡し居れば自然品行も改まり各自謹慎の状を呈するもの多きと

(明治廿六年四月廿日大阪毎日新聞)

●因徒怒つて押丁を殺つ 殺された押丁は愛知縣監獄の大橋彌作、職つた囚徒は同署第一工場構す所河野春太郎(窃盜四犯)と云ふ男なり今其顔末を聞くに一昨日午後四時頃春太郎は工場に於て鋸を磨いて他の使用者へ渡せし居り此の磨きやア切れりやア切れりといふ最平度上手に磨き直せしはれて再び磨き直せし未だ使用者の氣に入らなう突進し又磨き直せし又磨き直せし仍て春太郎と云ふて夫れから兎やう争論を始めたに於て大橋彌作丁が双方を説諭して喧嘩を制止し尙春太郎を諭して件の鋸を再三磨き直せし五丈六寸幅二寸程の楕圓の定規を以て後らから突然飛塊つて毆打されは大橋彌作が耐らんと其後頭部に長さ一寸五分餘深き骨髄に達するの重傷を負ひて無なる苦痛を極めたといふ此報の報に接して名古屋警察署より警部が即時出張して検証の途にせしなり

(明治廿六年四月七日扶桑新聞)

●監獄設置の議 現今監獄事務は内務省警務局に監獄課を設けて監獄事務を掌理せしめ警務局之主管するものと人の知るが如し然るに警務局は全國に出し知事、書記官、典獄、市長等より其趣きを指示ありしと

(明治廿六年三月七日扶桑新聞)

●監獄怪 傳へ聞く鴉の監獄に化出つと、更に探問する所に依れば先つ一万の經費何れに影を隠し、追窺一番すれば、籍册一夜に現はれ復た一夜に滅し、之れ、爲め經費の乏乏を告げ、數百の囚徒今や餓鬼たらんとするに至れりといふ、圓了師今安く在に、盡ん行て探一探せしなり

(明治廿六年三月九日改進新聞)

●非難本監獄看守長就任の風説 罷に非難を命せられたる本監獄看守長兼書記石井直長氏は宮城集治監看守長に採用され、趣の風説を報道せし同監獄書記の誤りもあらうして其儘となり更に近日本監獄警部主任に於て又後藤藤吉氏は内務省に採用せられ同吉田山形監獄看守長に任用せらる可しと云ふ

(明治廿六年三月七日東北日報)

●集治監の教師 本道集治監監本監と分監を問はず大井上氏典獄となりて以來耶蘇教を以て教師となすは隠れなき事實なるが如し是に就きては随分議論あれ共兎に角教師等は可成囚徒を該教に引入れんとするは同情の押賣るを爲すにても明かなり殊に囚徒に渡す書籍は同時に二冊以上を許さるに於て耶蘇の一代記を讀まして日蓮上人親鸞上人等の一代記は雑書とせ之を許可すへからざる言ふ説多き由にして最も宗教に誘引するに便利なる囚徒に對し特別教誨を爲す時にあり此時には何人も聞くべきを以て一應耶蘇教の功徳を説教する由なり

(明治廿六年一月廿二日)

●出獄人の再犯 本道集治監出獄人の行爲を取調ふるに十中の九は再び淨潔意氣に化し去り眞に實業に従事する者は漸く十人中一人位に過ぎず仍て其原因を聞くに遺傳若くは習慣にて既に悪癖の性質は其身体に印し居る者多きが爲め也とい言へるに集治監に於て囚徒を餘り厚業にして却て善良なる食物を得安きに因るへし元來囚徒の食料は米麥混合なれ共本道にては上川道路開墾の場合等に於て如く米を食はざる事あり又内地と異なり冬に足は足袋半張申中等を給與し又何れの集治監に於ても野食は囚徒をして耕作せしむるが爲に一日一錢なる菜代は蔬菜の魚肉又は麩肉の代に當つるを得て餘分食せしむるを以て無智の輩に取りては集治監にて無責任の生活を爲すに却て氣樂なりと言へり司獄官は宜しく一考すべきなり

(明治廿六年一月廿二日)

●監獄教誨書家及編輯諸君に望む「在福井高安博道」直接に囚徒感化の金科となり間接に獄吏參考の玉粒となりて教誨進路の美標として恰當至極の書籍乏しきは吾人の常に憂歎するところなり而して今や幸に之れあり大日

(明治廿六年一月廿二日)

警事彙報

警務上及び保安上の事務を經營する所なれば此中に關する監獄課は殆も其一部分たるに過ぎず素より其局にあらずして課なるが爲めに事務の起請に流るが如き弊は之のいふに非ず殊に警務局の一課として其局長の人物如何に依りて自然治獄事務に伸縮を來すとせしとせざるは其局長の成績に徴するに其職務は警務保安の事務は日々眼前に横はりて時々刻々を處理するに要するに引換へ監獄事務は一制一規之を施行するに其成績を得るに至るは幾多の年月を要するが爲めに之を等閑にするに似たりとせしとせしは自ら他の事務に比して忍語に流るるの形跡あり現任小野田警務局長は曾て監獄事務視察として歐米を巡遊し監獄に關する思想に富みたるの思想ありなれ以上は縱し其思想は陳腐なるにせよ治獄事務を學ぶるの上には素より差支なからしと雖も兎に角之を一課として存するに其得たるものいふべからず就ては今日官制の改革を機とし監獄事務を警務局より分割して別に一局を設くるが或は之を司法省に移すべしと云ふも以前内務省中に設置しありし十八年の改革に依りて今の如く縮小せられたるものなるが尙々現今歐米の獄制を見るに其進歩最も著し實に日進月歩の有様なり左れば我國に於ては今日之を一局とし益々治獄の成績を全うせんと主唱する者あり其局に於ては失職内務に屬せしむるが將た司法に屬せしむるが未だ明らかならざるも日下治獄に關する議論の當局者中に噴々たるは疑ひもなき事實なりと云ふ

(明治廿六年四月二日東京新聞)

●監獄衛生の事 新任典獄宮城監獄長山崎典義は熱心に監獄衛生を主張し就任直ぐ署内監房を巡視せられ汚穢の器物は悉く之を取除き最も清潔の者のみを各國に與へられ且傳染病預防の爲に毎に消毒藥を各監房に散布せられ日下署内に流行する腸胃扶病病に就ては非常な苦心預防し居らると云ふ元來本監獄には病囚の多き體態に其比を見る程なりと聞きし、爾今或は之に反對の結果を見るに至らん(明治廿六年三月二日吳羽日日新聞)

●境域變更と監獄 神奈川縣下多摩三郡は今國東京府の管轄に移されしに付て行政上種々の變更ある可きも只今の所に於て別段込み入りたる事もなく唯々司法上の關係あり然れども司法省に於て第五議會まで別手を下さざるが考ならし且た監獄に至りては親身に付し去る能はざるを以て司法省に於て内務省に照會して監獄監上の整理を爲すに決し内務省に於ては調査中なりと云ふ

(明治廿六年三月七日自由)

●監獄事務に就て知事以下の指示 愛知縣監獄移轉地は近日古居四二葉町二千五百餘坪を以て充つる事となり一昨日右地主権井邊廣初め數名を縣廳へ修身書あり孝節録あり列女傳あり忠孝に關する書籍に實に汗牛充棟然れども箱めて以て教誨感化に適切なる事實は甚だ稀なるが如し否其人稀なるに非るも應用活動の機敏力ある人甚だ稀なるが如し否其人稀なるに非るへしと雖も吾人眞に之を至難とす故に賢明なる編輯諸君の教誨を請はんとする所以なり然れども頁寡なき一冊小冊殊に言數に於て完全無缺の考案を求むる理なる注文あるふは吾人も之を知れり於て吾人は編輯諸君に望まざるを得ず則ち寄譯文字の範圍を擴張すべきふは是なり而して冗長と認むるものは諸君に於て隨意校正の勞を執り起承轉結都合の教誨を講義するふとせば冥加報を照すに一層の光彩を添ゆるならん敬て望む

(明治廿六年一月廿九日京都毎日新聞)

●中村警部の榮稱 加美郡新田警察署長中村欣一氏(山口縣人)は去る五日宮城集治監看守長(六級俸)に榮稱したり(明治廿六年三月八日東北日報)

●監獄官吏の新任 宮城集治監書記兼看守長大木一郎氏は本監獄書記(八級俸)に任し監獄署作業課長を命ぜられ宮城集治監看守長木本三氏は本監看守長(十級俸)に就き昨日任せられたる(明治廿六年三月二日吳羽日日新聞)

●沼田警部の榮稱 宮城郡前分署長末次彌八郎氏は今度宮城集治監看守長(八級俸二十四)に榮稱せられたるを以て(宮城郡前分署長沼田勇魚氏は前並分署課長を命ぜられたる)

●改選就務 福岡監獄署の囚人にして特赦或は假出獄の恩命を蒙り及ば期満して放免せられたるの内最も種僅深き十五六名の者は此程相續して一團休を組織し益々改善の實を舉ぐる爲め毎月十八日を期して博多芳行寺に集會し名僧智識の法話を聞かんと此旨同様の老僧に話せしに老僧も大方に其譽を説き早速承諾したる由なるが昨年特赦を受けて出獄し其家名を廢したることを悔ひて遂に自害を遂げたる遺賢郡上津役村の小野三郎を拵ため同會員は再

警事彙報

分けて置いて早く返條に添つて研究したいと思ひます
 ○八番(福田重平君)土塞醫員が体格を以て等級を分けると云ふのは私は不充
 分に思ひます例へば大工は出来ても草鞋は造れぬと土を擲くことは出来て
 も繩をなふことは出来ぬと云ふことでありませう夫れであらう其價れたる役
 業に當つれば別に身体の強弱にも及ばぬと考へてあらうと思ひます
 ○七番(藤原彌四郎君)只今の八番の検査は体格検査と執行官との問違ひて
 はあるまいかと思ふ体格検査は其強弱を分ければ宜い醫師が斯うしなけれ
 ばならぬア一と思ふはならぬと云ふことは夫れ執行官でありますから夫れ
 は不必要のことと思ふ

○十四番(大島甲子郎君)私は七番に最も賛成しますが八番は少しく誤解を
 されて居りしやうかと思ふ監獄に役の指定と云ふことある即ち眼病の者は
 工務の格打ちと云ふ様な塵埃の立つものは害があること入監前社會に
 居た時の役業は何をして居つたか格打ちをして居つたか大工をして居つた
 かと云ふことを調べたのは執行官の役目であつて醫師は体格を検査すれば宜
 い此体格検査に付きましては七番の費の如く甲乙丙の三つて宜いと思ひます
 丁の如きは役に就けぬ者であるから疾病即ち患と見れば宜いものでありま
 す

○十五番(磯藤君)之に付いては唯々諸君へきや否やの決を採れば宜いので別
 に喋々に入らぬと思ひますから最早決を採られんことを希望します
 ○八番(福田重平君)モリ一言申します醫師は体格のことばかりで一向彼業の
 ことには干渉せぬとしますと云ふも醫師はマルて腕位養成てありますから私
 は失張り役業のみにも指圖をせれば迎も監獄の衛生は進めぬと考へます
 ○會長(田代弘君)多數を採ります原案賛成の方には御起立を請ひます
 起立者 多數

○會長(田代弘君)多數に依りまして原案の儘に致します最早刻限てみさります
 すから一應休憩を致します
 午後一時五分休憩
 ○會長(田代弘君)是れより引續いて開會を致します、只今野視廳の方より
 緊急問題を御提出になりました即ち「在監人患者表様式標準」のことです是
 れは今至急に極めざる譯には参りませぬから委員を選びますやうに致し
 たらうとします其委員は何名程選びたいか宜しうござりませうか
 ○十九番(堀本水君)之を問題にすべきや否やを先きに問ひ下さるやうに願
 ひたい若し議題となりましたならば其上にて委員を選びます殊々願ひたい
 ○十五番(磯藤君)十五番は最も賛成て之を取つて議題にしたいと考へます
 ○五番(井上楯藏君)議題にせられんことを希望します

のです即ち夫れを内務省にても建議することになるのですか或は各縣に表に
 して御附配になるのですか第二回の時に提出なさるのでありますか夫れを何
 びたいのであります
 ○七番(藤原彌四郎君)提出者の協議は充分届いて居りませぬか本員の考には
 審査して出来致しましたならば内務省の監獄課に相談を致し訓令にてもして
 貰ひたいと思ひます
 ○二十三番(橋村三圭君)是れは緊急問題としてお出しになりましたが本員は
 緊急問題として出ても必要はないと存じます殊に是れは監獄に取りましては重
 大の問題で喧嘩の間に極めるやうなことは行はれるものではありませぬ充
 分に委員に於て當議を盡されんことを希望します
 ○十九番(堀本水君)只今二十三番のた説はありませぬか之を緊急問題として出
 したと云ふのは日數もないことであるから早く極めなければならぬと云ふ
 所から緊急問題にしたのでありますけれども既に議題となることは極つて居
 るから別段不賛成の方があつても仕方ない何にしろさうすれば宜いと云ふ
 ことを早く極めたいことを願ひます

○十五番(磯藤君)此表の事に付いては今始めて我が知つたみさつて無くして
 東京の監獄諸君は今までた取調へになつて居るふささ聞きましての明後
 日までに時間もあるから稍々完全のもの出来ると思ふから爰に委員を選
 んで明後日議題にするふさを望みます
 ○二十三番(橋村三圭君)提出者の説に各縣から取寄せて拵ると云ふことで
 ござりました又只今はお取調へになつて居ると云ふお説でありましたか果して
 取調へなつて居るのでござりませうか一寸伺ひたい
 ○十九番(堀本水君)決して下指へて出来て居ると云ふものではござりませぬか
 必ず出来やうと云ふ考である夫れから七番の申したの明後日は完全と云
 ふこと出来ませぬと思ふと云ふのは取調へまでふさを七番は云ふて仕舞は
 れたか出来上つて完全のものとなるならば此上もないやうに思ふから何
 ならば充分に又更に委員を選んてやつた宜からうさうしたならば明後日出
 来たもので方針が定まるであらうと云ふ考へてある

○二十三番(橋村三圭君)未だ本員は御提出者の御精神を了解するふさが出来
 ませぬ一應緊急問題と云ふものはさう云ふ場合に出るものではないと思
 ふ一步を譲つて緊急問題として明日か明後日に極めたいと思ふにあらざれ
 ば爲し能はざらぬと思ひます依つて本員は委員に附せられて充分審議を遂
 げられて然る後に一定して報告あらんことを願ひます
 ○二十二番(坂主鏡太郎君)二十三番に伺ひます委員が拵へた報告を歸つて待
 つばかりでござりますか

○十一番(小笠原虎雄君)賛成します
 ○會長(田代弘君)決を採ります問題にすることに賛成の方には御起立を願ひ
 ます
 起立者 多數

○會長(田代弘君)滿場一致左様な問題に致します、問題にすることに付いては
 委員を選ぶが宜しいか又は各自に表を提出した上に委員を選びますか
 ○十二番(若松猛次郎君)委員を選んでさうして表を造るやうにしたい其委員
 は三名位か宜しうござります
 ○十五番(磯藤君)私も委員を選んで表を造つて夫れを議場に持出して貰ひ
 たい其委員は東京に在る所の監獄本署其他各監獄の醫員諸君に願ひたいと存
 じます其數は四名にしたいと考へます

○七番(藤原彌四郎君)今皆さか委員の人数を極めになるに付いて一言致
 したい其處の議題は我々共が出した諸君も全國の表を一致させることは必要であ
 る併ながら此委員は大問題であるから三名か四名委員を極めた位で出来る
 のではないか委員が極りました上は夫れ集治監なり又表に付きましたは内務
 省の監獄課に相談しなければならぬ又我々警視廳の監獄に於ても充分に連絡
 を致すやうにするには二日や三日で連絡して一致するものではない人員を
 極めたいと思ふ集治監夫れから警視廳の監獄署に依託するに於ては各々
 夫れに立入つて協議して戴かうと思ふ、けれども各縣の方から調へに當つ
 て下されば尚ほ宜しうござります

○三番(森理記君)提出者に伺ひります委員が調へたならば其結構はさうなる
 様でござりますか
 ○七番(藤原彌四郎君)若しも私共東京の者か其委員を受けた所が東京で今ま
 でやつて居る所を標準とするのでばない各縣の表を集めて委員で取捨して皆
 さんに御相談する趣意であるのです
 ○十五番(磯藤君)提出者の一人なる十九番にお尋ね致します十九番は委員
 を選んで明後日議するやうな話に承りましたかさうではないのですか
 ○十九番(堀本水君)只今の御質問に答へしまするが先刻喧嘩の間に此問題
 が出たのでござります其時分は七番が云はれた様な考へて拵へやうと云ふ考もあ
 ります其後既に今日委員が極りましたならば明後日議事に掛けたら
 京各監獄に居る者か若し委員がなつたらは取集めて拵へやうと云ふ考もあ
 ります其後既に今日委員が極りましたならば明後日議事に掛けたら
 は皆さん御承知になつて大層宜からう此點で以て委員に附して拵へやうと
 云ふ考であつたか其處は若くは依つて定めた方が宜いと思ひます
 ○三番(森理記君)私は結構の所を伺つたので七番の答へは手段のやうて
 す私は委員に附することも皆な賛成しますが出来上つた所ですりするかと云

○二十三番(橋村三圭君)同しふことでありませぬから賛成致し
 ます
 ○二十三番(橋村三圭君)私の精神も三番と同じふことでありませぬから賛成致し
 ます
 ○十五番(磯藤君)十五番は是非明後日議して貰ひたいと云ふ考です其意は既
 に提出者の一人か述べた通り明後日までに出来るふさは出来ると云ふに調
 合にでもして貰ふと云ふことであつたか至極夫れは宜からうと思ひます私
 の考では集治監と東京監獄署の方に委員を願つて充分各縣のものも参考にし
 て極めて貰ひたい又未定てはありませぬと此大會の協議會を開くと云ふ
 ことあるから委員の調へに於ては此大會の協議に御提出になつて請
 り續け問題として出るやうにしたいと思ひます
 ○六番(井上楯藏君)三番に賛成です
 ○二十三番(橋村三圭君)私の精神も三番と同じふことでありませぬから賛成致し
 ます

○七番(藤原彌四郎君)私は先程大回に譲る説でござりましたか前説を譲して
 明後日までに賛成致します
 ○十四番(大島甲子郎君)私は三番に賛成を致して居りましたか提出者から明
 後日出来ること云ふお見込の附いた以上は早い方が宜いと思ふから夫れに賛
 成致します
 ○會長(田代弘君)明後日と云ふふさに皆な御賛成のやうてござりますか夫れ
 が極りましたならば委員の方に移ります十二番のた説では三名十五番のた説
 では四名と云ふのでござりますか其外にた説はござりませぬか
 ○三番(森理記君)集治監に東京全体のの方に委員を願ひたいと思ひます
 ○十五番(磯藤君)然らば前説を取消して三番に賛成します
 ○十四番(大島甲子郎君)三番に賛成
 ○十六番(若松猛次郎君)三番に賛成

○會長(田代弘君)集治監及警視廳監獄署の方に委員を依頼すると思ふ三番の
 説に御同意の方は起立
 起立者 多數

監獄醫務會議

○會長(田代弘君)夫れに決します午前議し残りの大休逐條の協議を願ひます

○十九番(堀義水君)此逐條に至つては大分議論があらうと思ふから夫れは明日に延へ第二の議題に移つた方が宜いと思ひます

○三番(森理君)議の委員が出来ましたに付ては明後日報告するのさ大回に報告する開設が出て居りますから夫れを極めを願ひたい

○八番(福田重平君)全權を委員の方に依頼申したいと思ひます

○四番(堀義水君)明後日までに報告あらんことを希望します

○十九番(堀義水君)是れは大抵議論も盡きて居ると思ひますから採決を願ひます

○會長(田代弘君)明後日までに調へて此會に出す云ふふ御賛成の方方は

起立者 多數

○會長(田代弘君)然らば夫れに決します

○十五番(堀義水君)午前の引續きの逐條のふとに付ては議論もあるし調へなければならぬふと多わやうであるから今日は之を廢めて第二の議題に取掛らふふと願ひます

○十九番(堀義水君)先刻此逐條議議は後に廻す云ふふを建議しました夫れに付きまして同意者もあるやうてふふりますから後さまでして委員に附託したらいと思ひます

○四番(堀義水君)私に十五番の議を賛成致します

○二十一番(宮地長治君)明日まで延しました所が議論はかり盛になつて徒らに時間を費しますから矢張十九番の議に賛成致します

○十二番(岩松猛次郎君)十五番と同感です

○六番(井上虎九君)私に此議にやつて往つた方が宜いと思ひます

○九番(安田有秋君)委員會に廻したる日に廻したる時日もないふとであるから大抵の所此問題の通過を願ひたいものでござります

○二十番(藤村三三君)一旦極つて改訂の出来ぬことではないから本員は原案を賛成して直ちに逐條議に附して議決あらんことを希望致します

○十四番(大島甲子郎君)九番を賛成致します

○七番(藤原彌四郎君)私に九番を賛成致します

○十九番(堀義水君)延ばさばならぬ理由を申します既に此事は中々六かしの問題で此身長や休重杯のことは十九番杯も取調へたことありますからさう云ふもを能く論つて取調へて充分に議論をしたいと思ひます之が百五十仙連と云ふ四尺八寸しかふふりませぬ夫れが十五貫目の目方と云ふのは仕事の出來ない位のものであります

決しなつたらさうてふふりませうか

○十二番(岩松猛次郎君)無論認すべきものと思ひます

○議長(田代弘君)左様なら之を議するものと認めます、第一項に付いて御議を願ひます

○十二番(岩松猛次郎君)當集治監に於きましては大抵何時患者の診察を致しませうか

○九番(安田有秋君)患者診察の時間は當監に於きましては就役後朝飯を喰へまして診察致し致すのでござります役につきまして時分に疾病を訴へました時は看守に於て之を診察帳簿に記載しまして醫務所まで運出して其の上で診察を致します總て朝飯後後に致しますのが當監に於ては都合が宜しいのでござります

○十二番(岩松猛次郎君)了解を致しました夫れに付まして私共の方で取扱つて居ります時間と御参考まで申上げます先づ患者となつて病監に入れたる者は八時から十二時までの間に取扱つて居ります其外役を執つて居ります役の診察は役が執つて居ります云ふふりませぬ臨時に時間を問はずやります役を執つて居つて感胃に掛つたさ足を履きむいたと云ふ者は十二時から一冬の中は……夏一時間になるさ十二時から二時までの休憩時間に診察をしますさうしますと役の方に少しも關係がござりませぬ夫れを二時に終りますと拘置監刑事被告の方の診察を致します

○十四番(大島甲子郎君)診察方法の如きは地方の便宜に依つてやりますから一定せられぬふと云ふふりませぬと思ひます若し一定しなければならぬものとすれば通常午前には診察して仕舞ふふと願ひます之を如何なる時間に行ふを可とするや云ふふと先づ午前の方が宜いと思ひますが臨時疾病の者は當直醫のあるから夫れを以て診察せしむれば宜い

○四番(坂津三郎君)私に自分の方法が宜いと思つて御参考までに申しますが元々午前には診察を爲し投薬をして居つたがさうするさ云ふに四人が皆を作病を講へて普通の休みの時間外に診察の時間だけ休めるさ云ふふと云ふ以て診察を請ひに来る者が多いと云ふ所から休憩時間に於て行ふふとにしましたら大抵から段々患者も減り殊に作者の如き者は餘程減して來まして今では作病を講へて來る者は少ないやうになりました

○六番(井上虎九君)提出者に質問します診察時間と醫務上に可否があるさ云ふふと云ふふと云ふふりませぬ

○九番(安田有秋君)之は朝した方が醫務上に都合が宜いさうか云ふふと云ふの味意てふふりませぬ

○六番(井上虎九君)さうしますと地方に於て患者の百五十人ある所もありませう五十人患者のある所もありませう夫れを時間を極めるとするさ監獄醫

○七番(藤原彌四郎君)今十九番は六かしの話をなされたが我々共は査査の体格検査もやつた實驗もあり陸軍の方も調へたので六かしの云へ六かしの易く例を以てやらぬければ歐羅巴の方のふとを調へて合はれは致しませぬ日本の平均を見ますと云ふふと二百五十五と云ふふと二十から三十位の平均である日方や何にか一委員に附託するさ六かしくなるから互に是までの例もありませぬから安から通した方が宜いと思ひます

○會長(田代弘君)決を採りますと二十三番の議の直ちに順序を追ふて極めると云ふふと就に御賛成の方方は御起立を

起立者 少數

○會長(田代弘君)少數に依つて消滅致します

○十二番(岩松猛次郎君)此問題に委員に附さなくとも明日まで皆さんかた考になつたら宜からうと思ひます

○十六番(萩谷忠君)只今十二番の議の如く立派な委員があつて拵へたと同様でござりますから唯々明日に延しになつたら宜からうと思ひます

○會長(田代弘君)夫れは委員を選びますか否や委員を選ぶと云ふ方に賛成の方方は起立

起立者 少數

○會長(田代弘君)消滅致しました夫れでは第二の問題に移ります

○九番(安田有秋君)是れは愈々明日のふとになりませぬ一寸御参考まで申上げます甲乙丙丁に分けましたのは生命保險会社の如き標準を取つてやつたのではない乙が當監の強役に使ふて甲と云ふふものは尤も少くないのでござります此方法でやりました所が當監に於ては能く當辨つて居りますから之と出しましたのです能く含み置きを願ひます

○會長(田代弘君)夫れは第二の問題に移ります

第二問 患者取扱の方法

一項(診察)定時診察(醫務上何レノ時間ニ行フ可トスルヤ

二項(投薬)ハ如何ナル方法ヲ可トスルヤ

三項(夜業ノ指定)ハ如何ナル方法ヲ可トスルヤ

四項(調治簿)ハ如何ナル様式ヲ可トスルヤ

五項(處方箋)ハ如何ナル様式ヲ可トスルヤ

○一審(藤村三三君)勿論第二問は會議に附するふとさは滿場一致で異論はありまいと思ふ夫れで第一項も第二項を始に御決を願ひまして第三項以下は又一度に後さまで議したいと存じます

○九番(安田有秋君)此問題に付きまして議すべきや否やを起立に問ふて御

監獄醫務會議

の數の少ない所が多い所ありまして時間を同一に極めると非常に困難をする地方が出来やしないかと思ふが第一項は地方の便宜に任した方が宜いと思ひます

○十九番(堀義水君)診察の時間の何時が宜いさ云ふふとを極めた所が出来るものではない皆己れがやつて居るの都合が宜いからやつて居るのであるから時間は何時でも宜いと思ふ唯々さう云ふ方法に以てやるさ云ふふとに至つて其方法に得失があるから夫れを皆様に伺ひたい自分の居ります所は重にも刑事被告人はがりてありませぬ就役を執る所は必ず損得があるのて

○八番(福田重平君)私の監獄は他所の如きは別であつて夜の真中に診察しなればならぬのであります、只今の所は夜分十時頃に囚徒が戻出から歸つて來ますと表門に立つて居る看守が一百はかりの中で二百人は何時も患者があるから監房の方に住きさうさ千六百はかりの患者が何時も患者があるのてを醫師が細い燈りを照けて診察をします診察を仕舞ふさ一時になるさ云ふての實に役人も醫師でも投擲師でも精神を勞らして仕舞ひます其他臨時診察して仕舞はなければならぬふとになつて居ります併し時間のふとに何時が宜いさ云ふふとは各監獄に於て異なるふと、思ひます

○會長(田代弘君)私に一定にしようさ云ふふとは甚だ困難なふと、考へますから此處で極めても實際行はれぬと存じますから第一項は各監獄の便宜に任すふとに致したうござります

[賛成々々呼ぶ者多し]

○十九番(堀義水君)此二項も御同様願ひたい

○會長(田代弘君)夫れは二項も前全權を致します、第三項も付き……

○十九番(堀義水君)役業の指定はさう云ふふとありませぬが何ひます

○十八番(大場秀意君)御説明致します例へば強役に就きて居ります者が疾病の爲に強役に堪へずして輕役に就くさ云ふふとありませぬ、夫れにドリ云ふ方法にして執行に通知するさ云ふ問題でありませぬ

○十九番(堀義水君)了解致しました之は當直さんなり井上さんなりのお話を願ひたい

○十八番(大場秀意君)東京集治監で行つて居る方法を本話致しませう當監では診察の時に各工場から病氣に罹つた囚人の姓名を記載した帳面を造つて來ます故に診察をしますや否や處方箋に列を押しまして夫れにドリ云ふ病氣の頭に押し工場の方では工場を巡回して巡回の際に當つて役業に堪へられぬふとを視察して他の役に變せしむるのが一つ夫れから診察の場合に

の數の少ない所が多い所ありまして時間を同一に極めると非常に困難をする地方が出来やしないかと思ふが第一項は地方の便宜に任した方が宜いと思ひます

○十九番(堀義水君)診察の時間の何時が宜いさ云ふふとを極めた所が出来るものではない皆己れがやつて居るの都合が宜いからやつて居るのであるから時間は何時でも宜いと思ふ唯々さう云ふ方法に以てやるさ云ふふとに至つて其方法に得失があるから夫れを皆様に伺ひたい自分の居ります所は重にも刑事被告人はがりてありませぬ就役を執る所は必ず損得があるのて

○八番(福田重平君)私の監獄は他所の如きは別であつて夜の真中に診察しなればならぬのであります、只今の所は夜分十時頃に囚徒が戻出から歸つて來ますと表門に立つて居る看守が一百はかりの中で二百人は何時も患者があるから監房の方に住きさうさ千六百はかりの患者が何時も患者があるのてを醫師が細い燈りを照けて診察をします診察を仕舞ふさ一時になるさ云ふての實に役人も醫師でも投擲師でも精神を勞らして仕舞ひます其他臨時診察して仕舞はなければならぬふとになつて居ります併し時間のふとに何時が宜いさ云ふふとは各監獄に於て異なるふと、思ひます

○會長(田代弘君)私に一定にしようさ云ふふとは甚だ困難なふと、考へますから此處で極めても實際行はれぬと存じますから第一項は各監獄の便宜に任すふとに致したうござります

[賛成々々呼ぶ者多し]

○十九番(堀義水君)此二項も御同様願ひたい

○會長(田代弘君)夫れは二項も前全權を致します、第三項も付き……

○十九番(堀義水君)役業の指定はさう云ふふとありませぬが何ひます

○十八番(大場秀意君)御説明致します例へば強役に就きて居ります者が疾病の爲に強役に堪へずして輕役に就くさ云ふふとありませぬ、夫れにドリ云ふ方法にして執行に通知するさ云ふ問題でありませぬ

○十九番(堀義水君)了解致しました之は當直さんなり井上さんなりのお話を願ひたい

○十八番(大場秀意君)東京集治監で行つて居る方法を本話致しませう當監では診察の時に各工場から病氣に罹つた囚人の姓名を記載した帳面を造つて來ます故に診察をしますや否や處方箋に列を押しまして夫れにドリ云ふ病氣の頭に押し工場の方では工場を巡回して巡回の際に當つて役業に堪へられぬふとを視察して他の役に變せしむるのが一つ夫れから診察の場合に

監獄醫務會議

監獄醫務會議

出て来た者に科程宿題後等の証明を與ふる者にして直に服後場の方に送るやうにしてあつて別段免到なふことはふさりませぬ
○十三番(岩松猛次郎君) 只今の五番の私説と同し様なふさびてあります唯々私の方では監明書云ふものはふさりませぬ通知簿云云があつて十行の係を以て徹らあつて夫れに姓名を書きて輕役として彼業部の方に通知するに止めるのでふさりませぬ

○會長(田代弘君) 是れも區々になつて夫れを急に改めるのは大きに差支へます併ながら一様に斯う云ふ方針でやつて居ると云ふふささへ確かなれば夫れで宜からと思ひます

○三番(森理記君) 皆さんの話の通り強役の者を輕役にするのは強役では合板を喰つて居る者を一才怪我をして輕役に就けて貰ふと一日や二日で元の役と就くやうになるのて夫れを入合であつたのを輕役になるさ六合食に私の方では一日や二日で元役に服するものは食量は減しませぬ或は二三日では急に癒らぬと思ふ様なものでありますれば入合のものなら七合にするのが七合のものなら六合にするさ云ふふささにしてあります

○十二番(岩松猛次郎君) 唯今三番の私説がありました私に私に議ても一日や二日で見える見込の者は別に食量に付きては變りませぬ唯々米を六斗搗く者なら半分搗げは其日の課程は終つたやうなふささにしてある

○會長(田代弘君) 是れは一様に極める譯には参りませが是れは談話會に廻りまして各監獄で取扱ひの方法を承つて夫れを斟酌して良いふさは其方に改めるふささにしては如何でふさりませうか

(賛成々々と呼ぶ者多し)
○會長(田代弘君) 是れはさう致します四項に付きて……

○一番(樋村龜作君) 此四項五項も區々になつて居ると思ふから四項五項共合せて警視廳の方なり集治監の方なりに御依頼して立派なものを調製致して一様にして頂きたいと云ふ考があります

○十五番(磯藤君) 十五は談話會提出にしたが宜ひと思ひます

○十四番(大島甲子郎君) 十五番に賛成

○四番(板津七三郎君) 私は一審の私に賛成してふさりまして私は在監人患者の如きものであつて其材料となるものは診察簿より外にはないが尤も精密なる方法を拵へて置きたひ・付きては在監人患者調の委員に調べを願ひたいと存じます

○六番(井上虎雄君) 非常に夫れを賛成します

○十九番(堀義永君) 之を極めるのは餘程免問のみとあるさうして所に依つて論はなければならぬ、何故と云ふと診察の私説と全しふささして診察の模様

てトナにても出来る然るに石川島市谷では種々経験してやつて居るさうであるが皆さんの御参考の爲めにそれも拜見し又私の方の目目に掛けてそれを参考してやりたひと云ふ考連も一時に極めるふさは出来まいと思ひます

○二十三番(橋村三圭君) 是れは一定して置いた方が宜ひと考へれ十九番の私説の通り色々ありませぬけれども材料にするのに一定して置いた方が便利と思ひますから一審の私説の通り前の委員に附托して調へた方が宜しいといふふさは深く賛成致します

○十八番(大場秀意君) 一二三項は廢案となりましたが四五項は一定したひものであります何政なれば患者表を一定するには調治簿や處方箋が區々になつて居つては合せて見ても合はぬやうになりますから此患者表の原料となるへさ調治簿處方箋は是非一定して置きますふさは希望致します

○十五番(磯藤君) 十五番の談話會に譲りたひと云ふのは患者表が出来て其表を見なければ出来なひと思ふから表が極つての上で……調治簿の必要なるふさは云ふまでもなひが自分の勝手に任して差支なひと思ひます

○十六番(秋合忠君) 十六番は矢張り一審に賛成してふさりまして表式を御委任した方に願ひたいのです實に是れは醫師に對しては必要なるもので法律にも十年間は保存せよと云ふふささであるから重罪の期滿免除等から關係したものでふさりませうから調治簿は是非チャント全國一定したひと云ふ考であります

○十九番(堀義永君) 議論も盡きたやうですが御採決を願ひます

○會長(田代弘君) 一審の私説の前の委員に附托すると云ふ私説に御全意の方は起立な

起立者 多數

○十八番(大場秀意君) 此表も前の委員に委託すると云ふ私説が出来ましたが短日子の間に色々調査を致しますのはさうであらうかと思ふから別に一定になつて成るべく早く取極めになるふさを願ひます

○一番(樋村龜作君) 是れは患者表は御承諾があつたから結構なものが出来ると相違ない併し是れは重ねてのふささでありますから序でに願つて置きたいと云ふので最早願済みになつた積りてふさりませぬ

○三番(森理記君) 既に多數で以て決したふささでありますから……

○會長(田代弘君) 右様なら御承諾と認めます、京都監獄の私方から問題を引出しになりました、手許に廻して置きましたが是は明日の問題に致します今日では最早時間てふささりますから是れにて閉會致します

午後三時閉場

廣告

教誨叢書

毎月一回發行
一部定價金四錢
郵税金二錢

教誨叢書第十五輯目錄 三月分

- 同情會の趣意
- 教誨 親子の情……大塚右金次
- 宗 失望と自奮力……篠宮極吉
- 傳 宗教真論……第七回完……松尾音次郎
- 使徒約翰の傳……長陽外史
- 冬宵漫錄 人世の三大疑問……長陽外史
- 復権……進徳法……同志者……望岳樵邊
- 監房揭示文意解……原胤昭
- 勸 鎮靜……病院の奇遇……S. P. Q.
- 親子の睦(挿書銅版)……た、福堂、主人
- 與太郎の悔改(挿書清親)……T. F.
- 譬のゑどき……
- 第三の解 狂大ローバア(挿書清親)……疑ふ勿れ
- 第一の解 鳥か獸か 第二の解……
- 珠知 月の話(挿圖)……人の務 天に對する務
- 讀 方 勸善問答 人の務 天に對する務

同情會發行

北海道樺戸月形村

教誨叢書第十六輯目錄 四月分

- 教誨 謹慎する精神……留岡幸助
- 宗 親子の情……(完)……大塚右金次
- 傳 真理とは何ぞや……原田助
- 使徒約翰の傳……長陽外史
- 冬宵漫錄 使徒約翰の傳……長陽外史
- 安心立命……過慮……長陽外史
- 監房揭示文意解……原胤昭
- 賭事……原胤昭
- 勸 高慢なる龜……石川漁夫
- 信 堀るか埋るか(清親畫)……た、川漁夫
- 譬のゑどき……
- 第四の解 人の振を見よ……F. は、漁夫
- 第三の解 空氣の話……
- 花賣り(韻文)……戸川殘花
- 珠知 花賣り(韻文)……戸川殘花
- 讀 方 勸善問答 天に對する務 天意